

シンガポール日本商工会議所

MCI (P) NO.038/01/2022
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore
Website: <http://www.jcci.org.sg>



新たなステージに突入した東南アジアのDX

消費者へのリーチが全てだった ステージ1

先進国と比較して、東南アジアでは入手できる消費者データが限られていました。日本ではほとんどの人が銀行口座を保有し、だいたい前からヤフーや楽天などに登録してウェブサービスを購入していました。それに対して、東南アジアでは銀行口座を保有している人が少なかったことやインターネット環境へのアクセスが制限されていたことによって、世の中に存在する消費者データが限定的でした。

それらを大きく変えたのがゴジェックやグラブといったユニコーン企業です。ゴジェックやグラブはライドシェア事業から市場参入し、その後もEコマースや金融サービスなどを提供することで、人々の生活に欠かすことができないスーパーアプリへと変貌を遂げました。

リアルのプラットフォーム化へと移行した ステージ2

では、ゴジェックやグラブが順風満帆かというところ、決してそのようなことはありません。例えば、多くの消費者にリーチして、一時は時価総額で4兆円に達したグラブですが、その時価総額は7割以上下落しています。また、2021年12月期は売上高675百万USDに対して、赤字額が3,449百万USDでした。

ゴジェックやグラブが経済圏をより強固なものにするためには、ユーザによる利用額を押し上げる必要があります。そのためには、これまで以上のUX（ユーザエクスペリエンス）を提供する必要があり、アプリの性能だけでなく、提供するコンテンツの量

や品質を大幅に改善する必要があります。

例えば、ゴジェックではパパママショップからの雑貨や屋台からのストリートフードを購入することができます。ゴジェックのUXを高めるためにはパパママショップや屋台自体が進化する必要があります。現在ゴジェックの元幹部が運営するスタートアップなどがそれら加盟店の支援をするためのアプリ提供を始めています。アプリには経理、在庫管理、発注管理などの機能があり、パパママショップや屋台などに分散していたデータのプラットフォーム化が進んでいます。

日本企業にとっての事業機会

日本企業は元来、ハードウェアやソフトウェアの品質には定評があり、シンガポールやインドの共通IDの仕組みの一部も日本企業によって実装されています。

リアルのプラットフォーム化が進んだ世界では、それらのデータを基にいかにかハードウェアやソフトウェアを実装していくかが問われます。まさに、日本企業にとっての事業機会が到来しているのではないのでしょうか。



執筆者紹介

株式会社経営共創基盤(IGPI)共同経営者
IGPIシンガポール取締役CEO
坂田 幸樹 Kohki Sakata

キャップジェミニ・アーンスト&ヤング、日本コカ・コーラ、リヴァンプなどを経て現職。現在はシンガポールを拠点として政府機関、グローバル企業、東南アジア企業に対するコンサルティングやM&Aアドバイザリー業務に従事。早稲田大学政治経済学部卒、IEビジネススクール経営学修士(MBA)

IGPIシンガポールについて

株式会社 経営共創基盤 Industrial Growth Platform, Inc. (IGPI) は東京に本社を置き、長期的・持続的な企業価値・事業価値の向上を目的とした『常駐協業(ハンズオン)型成長支援』を軸に、企業や事業の様々な発展段階における経営支援を実施しております。シンガポールでは2013年に設立以来、日本企業に加え、東南アジア各国の政府機関やスタートアップ企業など数多くのクライアントとの長期的な信頼関係を構築してまいりました。 [✉ info_singapore@igpi.co.jp](mailto:info_singapore@igpi.co.jp)

主な支援テーマ

- グローバル拡大
- 新規事業開発・オープンイノベーション
- 海外子会社の収益改善
- 地域統括拠点の機能強化
- 現地パートナーの探索・提携
- クロスボーダー M&A

2022
JUL

月報

CONTENTS

<特集>

- 東南アジア地域における最近の事業リスク環境 p2
DELOITTE TOUCHE TOHMATSU LLC, RISK ADVISORY 柳澤 良文
- シンガポール及び周辺国の個人情報保護制度と実務対応 p6
TMI ASSOCIATES (SINGAPORE) LLP 高橋 俊介
- シンガポールのドローンを取り巻く環境と技術 p10
RED DOT DRONE PTE. LTD. 平川 彰
- 社会の変化と共に必要な学びの深化について p15
LEAVE A NEST SINGAPORE PTE. LTD. 徳江 紀穂子

<着任のご挨拶>

- 着任のご挨拶 p19
SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION 重松 秀臣
- ご挨拶 p20
ITOCHU SINGAPORE PTE LTD 藤本 哲也
- 着任のご挨拶 p21
MITSUI CHEMICALS ASIA PACIFIC, LTD 稲垣 隆之
- ご挨拶 p22
MITSUBISHI ELECTRIC ASIA PTE LTD 関 邦彦

<活動報告・お知らせ>

- 前年度寄付先団体・奨学生紹介 p24
- 理事会議事録 (2022年5月) p28
- 入会承認会員一覧 (2022年6月) / 各種お知らせ p29
- 新規入会会員紹介 / 6月イベント写真 p30
- 編集後記 p32

月報題字：麗扇会 青木 麗峰
表紙写真：MITSUI FUDOSAN (ASIA) PTE LTD 堀井 克洋
写真タイトル：夜明け

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way # 12-04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197 Website: <http://www.jcci.org.sg>

東南アジア地域における 最近の事業リスク環境

DELOITTE TOUCHE TOHMATSU LLC, RISK ADVISORY
Partner, Asia Pacific Japanese Services Group Leader
柳澤 良文



近年はコロナ禍に起因する大きな環境変化に加えて様々な地政学的リスクも顕在化しています。東南アジア地域でも日系企業の皆様の事業に与える不確実性（リスク）が多様化かつ顕在化する可能性が高まっています。

本稿では弊社 Deloitte が日系企業を対象に毎年実施している「アジア進出日系企業におけるリスクマネジメントおよび不正の実態調査」（以下「アジアリスクサーベイ」）の結果に基づき、当地における企業の皆様のリスク認識と優先対応課題を紹介いたします。

なお、本稿の題材となるアジアリスクサーベイ 2021年版は2021年11月8日から12月10日の間で実施され、東南アジアからは533件、その他中国やインド等を合計すると717件の有効回答を在アジア日系企業の皆様から得て取りまとめしております。

まず最初にアジアリスクサーベイ 2020年版と2021年版を比較しながら、アジア地域における日系企業の皆様のリスク認識の変遷について述べていきます。

図表1にあるように、2年連続でパンデミックの発生が最も多くの回答を集める結果となりました。言わずもなですがこれはコロナ禍でもたらされた様々な変化と不確実性を背景とするものと言えます。2位以下のリスクについてもトップ10に含まれているかどうかという観点からは2020年版と21年版で大きな違いはありませんが、細かく見ると上位のリスク認識には変化が見られます。

一つはコロナ禍が長期化することによる事業の損益やキャッシュに与える原材料及び原料価格の高騰の影響が高まっていることが挙げられます。もう一つは人材流出、人材獲得の困難による人材不足が深刻なリスクとして順位を上げています。サプライチェーンの断絶もリスクとしての重要性が高まっていると受け止められている方が増えています。

中でも、人材流出・人材不足に関するリスクにつ

1. アジアリスクサーベイにおける トップ10リスクの変遷

2020年			2021年		
1位	疫病の蔓延（パンデミック）等の発生	39.8%	疫病の蔓延（パンデミック）等の発生(1)	33.8%	→
2位	市場における価格競争	29.1%	人材流出、人材獲得の困難による人材不足(5)	27.9%	↑
3位	法令遵守違反	20.9%	原材料ならびに原油価格の高騰(10)	25.0%	↑
4位	人材流失、人材獲得の困難による人材不足	17.9%	市場における価格競争(2)	19.4%	↓
5位	従業員の不正・贈収賄等	17.0%	サプライチェーン寸断(9)	17.2%	↑
6位	人件費高騰	15.4%	従業員の不正・贈収賄等(5)	15.1%	↓
7位	為替変動	12.4%	人件費高騰(6)	14.5%	↓
8位	米中貿易摩擦の激化	11.5%	法令遵守違反(3)	7.8%	↓
9位	サプライチェーン寸断	10.7%	為替変動(7)	7.8%	↓
10位	原材料ならびに原油価格の高騰	10.2%	米中貿易摩擦の激化(8)	6.6%	↓

※括弧内前年度順位 | 緑字: 昨年度よりも順位が上ったリスク

出所: デロイト・トーマツ/アジア進出日系企業におけるリスクマネジメントおよび不正の実態調査2020-2021年版

図表1 アジアリスクサーベイにおけるトップ10リスクの変遷

アジア拠点が認識するリスク			日本本社が認識する海外拠点リスク		
疫病の蔓延（パンデミック）等の発生(1)	33.8%	1位	疫病の蔓延（パンデミック）等の発生(1)	27.0%	
人材流失、人材獲得の困難による人材不足(5)	27.9%	2位	グループガバナンスの不全(2)	23.8%	
原材料ならびに原油価格の高騰(10)	25.0%	3位	サイバー攻撃・ウイルス感染等による情報漏えい(5)	15.6%	
市場における価格競争(2)	19.4%	4位	中国・ロシアにおけるテロ・政治情勢(17)	15.2%	
サプライチェーン寸断(9)	17.2%	5位	人材流失、人材獲得の困難による人材不足(6)	14.8%	
従業員の不正・贈収賄等(5)	15.1%	6位	サプライチェーン寸断(12)	14.8%	
人件費高騰(6)	14.5%	7位	異常気象（洪水・暴風など）、大規模な自然災害（地震・津波・火山噴発・地磁気嵐）(3)	14.3%	
法令遵守違反(3)	7.8%	8位	原材料ならびに原油価格の高騰(18)	12.7%	
為替変動(7)	7.8%	9位	製品/サービスの品質チェック体制の不備(4)	11.1%	
米中貿易摩擦の激化(8)	6.6%	10位	米中貿易摩擦の激化	10.7%	

出所: デロイト・トーマツ/アジア進出日系企業におけるリスクマネジメントおよび不正の実態調査2020-2021年版

図表2 アジア拠点と日本本社のリスク認識比較

いて東南アジア地域における日系企業経営者の皆様にお聞きすると、現場の作業スタッフもさることながら経営の現地化を任せられるマネジメント候補者の不足やIT・デジタル領域や会計・税務領域といった専門職的な人材の不足が特に顕著であるというご意見が多いように感じられました。また、採用しようにも専門職については急激な給与水準の上昇により採用が難しいというのも人材不足を感じる要因になっているようです。コロナ禍によって程度問題はあれオペレーションのデジタル化が進むとともに、人が業務を通じて生み出す付加価値に対する考え方が変化しており、東南アジア地域でも経営管理の高度化・現地化がますます重要な経営課題となってきていることを反映しているものと思われます。

次に、これらのアジア地域におけるリスク認識に対して、日本本社向けに実施した同様のサーベイ結果との比較について紹介します。

これによると日本本社が考える上位トップ3は1位「パンデミック等の発生」、2位「グループガバナンスの不全」、3位「サイバー攻撃・ウイルス感染等による情報漏洩」となっており、アジア地域の経営者の皆様とは少し異なる観点でリスクを受け止めているように見受けられます。

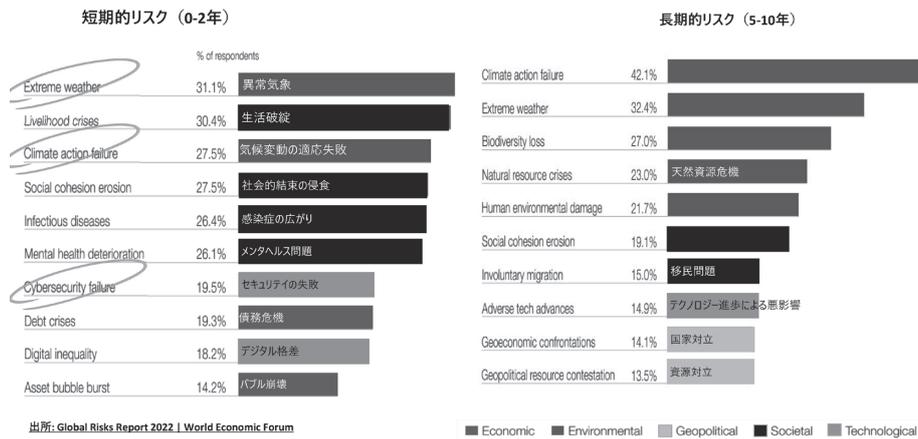
アジア地域の経営者の皆様は事業の成長や収益性に影響を与える不確実性を重要なリスクとしてご認識される傾向にあり、一方で、日本本社の皆様は成長性や収益性に直接的に影響するリスク要素に加えて、成長性や収益性の前提となる「事業継続を担保する仕組み」に着目してリスクを認識されているように見受けられます。たとえば、経営環境の不確

実性が高まる中で改めてグループ全体の企業価値向上のためにKPIやKRIの見直しを含むグループガバナンス見直しの動きが活発化していますし、事業の操業停止や安全の懸念につながるような重大なサイバーインシデントの予防・発生時の対応に関する強化の動きも増大しています。機関投資家やお取引先、その他多様な社外のステークホルダーからの要求事項に 대응することが事業の入札や取引維持のために不可欠な条件となってきていることから、個別のリスク対応にとどまらない企業グループ全体での仕組みの強化・高度化が本社レベルでは重要テーマになっているものと考えられます。

2. WEFレポートに見る中長期のリスクトレンド

以上、弊社実施のアジアリスクサーベイに基づくリスク変遷に触れましたが、少し視点を変えて世界経済フォーラム（WEF）が毎年発行している「Global Risks Report 2022（以下「WEFリスクレポート」）から短期（0-2年）、長期（5-10年）という時間軸で区分されたリスクを紹介します。

こちらは大きくは経済、環境、地政学、社会、テクノロジーという5つのリスクカテゴリーでリスクを表現されておりPEST分析に近いと言えます。短期、長期でリスクを比較していただくと一目瞭然ですが、長期になればなるほど環境関連リスクが上位リスクとして重要性を増しています。これは気候変動リスクに代表される環境リスクに対して国家レベル、企業レベルで長期のゴールを設定して取り組んでいる現状と整合しています。一方で、短期の時間



図表3 世界経済フォーラムが考える中長期的なマクロ視点でのリスク

軸では環境リスクだけでなく地政学、社会、テクノロジーといったリスクがバランスよく認識されており、長期的ゴールを目指しつつも足元の地政学やテクノロジーの変化への対応が求められていることを示唆していると考えられます。

このようなマクロ的な視点からのWEFリスクレポートと弊社のアジアリスクサーベイを比較すると、直近単年度のリスク認識の中にWEFリスクレポートでは気候変動への対応失敗やテクノロジーの発展に伴うサイバーセキュリティリスク、デジタル推進などが上位にランクされており、前述の本社レベルでのリスク認識に近いものになっていると言えます。

在アジア拠点の皆様におかれましてもこのようなグローバルなマクロトレンドや本社レベルのリスク認識を念頭に置きながら、アジア地域ならではの固有のリスクへの対応を行いつつも、アジア側では気づいていない事業リスクがないか、今一度再点検さ

れることは有用ではないでしょうか。

3. トップ10リスクに対応するアジア地域でのリスク対策と機能強化の取組

図表4はトップ10リスクに対する重要なリスク対策について集計しています。業種別に多少の順位の違いはありますが、全体傾向としては「企業戦略の見直し」「コスト削減」「内部統制強化」「セキュリティ強化」「新商品・サービス開発」といった対策が上位にランクインしています。

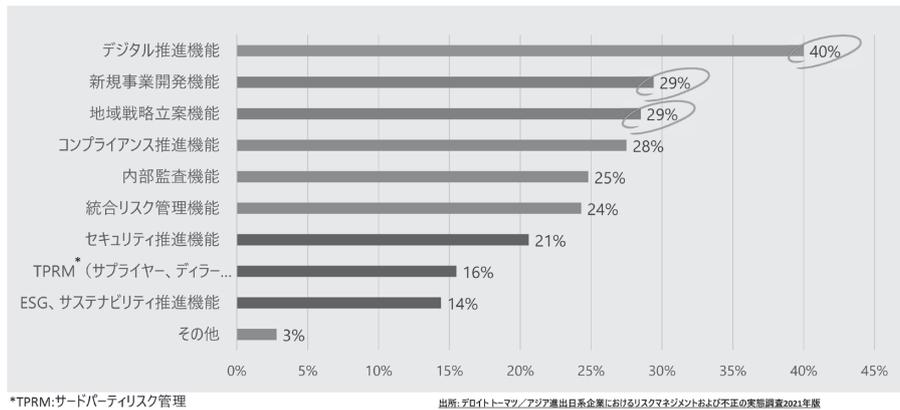
合わせて、図表5をご確認いただきますと、これら上位の重要なリスク対策実行・推進のために「デジタル推進機能」「新規事業開発機能」「地域戦略立案機能」の強化が必要という回答を得ております。

これら両者を関連付けることで、在アジア日系企業の皆様が直面されている経営課題とその解決に向けた取り組みが見えてきます。一つは、コロナ禍を

	-全体-		-製造業-		-卸・商社-		-金融-	
1位	企業戦略の見直し	32.1%	コスト削減	57.5%	企業戦略の見直し	41.4%	セキュリティ強化：予防	39.6%
2位	コスト削減	28.9%	企業戦略の見直し	48.3%	内部統制強化	27.6%	企業戦略の見直し	29.2%
3位	内部統制強化	26.1%	内部統制強化	42.5%	新商品・サービス開発	21.7%	新商品・サービス開発	29.2%
4位	危機管理体制強化	19.0%	危機管理体制強化	28.1%	業務プロセスの標準化	21.7%	内部統制強化	25.0%
5位	新商品・サービス開発	18.1%	新商品・サービス開発	26.8%	危機管理体制強化	18.4%	業務プロセスの自動化	22.9%
6位	業務プロセスの標準化	17.2%	人材育成計画の見直し	26.5%	コスト削減	17.8%	コスト削減	18.8%
7位	人材育成計画の見直し	16.5%	業務プロセスの標準化	24.4%	組織再編	17.1%	危機管理体制強化	14.6%
8位	組織再編	13.8%	原材料調達先の分散	24.1%	業務プロセスの自動化	13.8%	人材育成計画の見直し	12.5%
9位	給与・処遇の見直し	13.5%	給与・処遇の見直し	21.3%	システムの見直し・導入	13.8%	業務プロセスの標準化	12.5%
10位	業務プロセスの自動化、原材料の調達先の分散	10.6%	組織再編	19.4%	リモートワークの推進	12.5%	リモートワークの推進	12.5%
	回答数	717件		381件 (53.1%)		152件 (21.2%)		48件 (6.7%)

※ 注: デロイト トーマツ/アジア進出日系企業におけるリスクマネジメントおよび不正の実態調査2021年版

図表4 トップ10リスクに対する重要なリスク対策



図表5 重要なリスク対策を実行・推進するためにアジア側で強化すべき機能

背景に環境や人権といったサステナビリティへの配慮、あるいは、コロナ禍によって大きく変わってしまった社会が求めるニーズにこたえるための新規事業・サービス開発の必要性から、企業戦略立案機能をマーケットに近いアジア拠点側に設置しようという動きが読み取れます。また、この新しい戦略を支えるためには企業内部の変革も求められることからデジタル推進機能の強化が求められており、事業面、管理面それぞれでデジタル化推進に伴う新たなセキュリティリスクに対する対策や変わっていく業務オペレーションに対する内部統制の見直しが課題となっていると考えられます。一方で、まだまだアジア地域では大掛かりなデジタル投資が難しい面もあることから、かねてから取り組まれてきた経営の現地化をコロナ禍の経営環境でも促進するために人事制度・処遇の見直しやリスクリングを含む人材育成についての取組意識が高まっていると言えます。

- 本社から地域・国ごとのリスクを直接把握することが困難と想定されるため、グローバル本社・地域本社・事業会社間での役割と責任を明確にし、そのために必要な経営リソースを適切に配分することが必要となる

今回のサーベイにご協力くださった皆様にはこの場をお借りして御礼申し上げますとともに、本稿が皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

4. まとめ

最後に以上を踏まえてまとめのポイントを3点紹介申し上げます。

- 変化の激しい成長市場において勝ち残るためには、中長期的視点からリスクテイクを図ることが必要となってきている
- そのための仕組みとして全社的なリスクマネジメントの重要性は高まっており、事業リスクを捉え、成長戦略やマネジメントが求める経営情報の提供が重要となる

執筆者氏名

柳澤 良文 (やなぎさわ よしふみ)

経歴

1974年、高知県高知市生まれ。1998年神戸大学経営学部卒業。総合プロフェッショナルサービス会社であるDeloitte (日本では有限責任監査法人トーマツ) パートナー。現在は日本からシンガポールを中心に東南アジア、インド、中国、台湾におけるリスクアドバイザー事業の日系企業サービス責任者として広域を担当。

シンガポール及び周辺国の 個人情報保護制度と実務対応

TMI ASSOCIATES (SINGAPORE) LLP
Lawyer
高橋 俊介



1. はじめに

近時、オンラインショッピング、インターネットバンキング、モバイルゲームといったオンライン上のサービスに限らず、企業が個人に対してサービス提供する場合、多くの場面で個人情報を収集し利用することが必須となっている。他方で、シンガポールをはじめ東南アジア各国においても個人情報の保護に関する法律が整備されるとともに、消費者の個人情報の取扱いに関する意識も高まっており、企業が個人情報に関する規制内容を十分理解した上で順守体制を構築しておくことの重要性はますます高まっている。多くの企業では、既に個人情報保護に関する規制を踏まえてプライバシーポリシーを策定するなど一定の対応を実施していると思われるものの、特に東南アジアの現地法人においては、マンパワー不足等の理由から十分な対応が行われないうまとなっている例も散見される。そこで、本稿では、東南アジア各国の個人情報保護に関する規制を概観した上で、企業に求められる実務対応について紹介する。

2. 各国の個人情報保護に関する規制の概要

(1) シンガポール

シンガポールでは、個人情報保護法（Personal Data Protection Act 2012）が2014年7月に全面施行され、2021年2月1日にはシンガポール個人情報保護法の改正法の一部が施行されている。

① 個人情報の取得及び取扱いに関する規制

企業が、個人情報を収集して利用する場合には、原則として本人に対してその目的を通知した上で同意を取得しなければならない。また、収集した個人情報を利用する際には、原則として予め通知した目的の範囲内で利用しなければならない。もっとも、2021年2月の個人情報保護法の改正により、本人が同意したとみなすことができる場合の拡充や、例外的に本人の同意の取得が不要となる場合の追加が行われ、従前より個人情報の利用が促進されている。

② 個人情報の国外移転に関する規制

企業が取得した個人情報をシンガポール国外に移転する場合、移転前に、個人情報の移転先が、移転する個人情報に対してシンガポールの個人情報保護法に基づく保護と同等の保護水準を提供する義務に法的に拘束されているかどうかを確認し、当該拘束がなされていることを保証するための適切な措置を講じなければならない。実務上は、グループ会社で適用される規程を整備したり、移転元と移転先との間において個人情報の移転に関する契約を締結したりすることで対応する例が多い。

③ 個人情報の主体の権利

本人には、企業に対して、①自らの個人情報の提供を求める権利、②個人情報の利用又は開示の方法に関する情報の提供を求める権利、③個人情報について誤り又は訂正を求める権利等が認められている。

④ その他の留意点

シンガポールにおいて特に留意すべき点は、個人情報保護に関する規制を管轄している Personal Data Protection Commission (PDPC) によって積極的な摘発が実施されている点である。2021年は24件の違反事例が、2022年は本稿執筆時点で既に11件の違反事例がPDPCのウェブサイトにおいて公表されている。PDPCから命じられた罰金の最高額はSGD120,000（2020年の違反事例）と高額であることに加えて、PDPCのウェブサイトでは、企業名や違反の内容が具体的に公表されることからレピュテーションに重大な影響を与えることにも注意が必要である。

(2) マレーシア

マレーシアでは、2013年11月に2010年個人情報保護法（Personal Data Protection Act 2010）が施行されている。

① 個人情報の取得及び取扱いに関する規制

シンガポールと同様に、企業が、個人情報を収集して利用する場合には、原則として本人に対してその目的を通知した上で同意を取得しなければならない、収集した個人情報を利用する際には、原則として通知した目的の範囲内で利用しなければならない。また、シンガポールとは異なり、本人から同意を取得する際には利用目的等の通知を英語だけではなくマレー語の書面でも行わなければならない点に注意が必要である。

② 個人情報の国外移転に関する規制

企業が取得した個人情報をマレーシア国外に移転することは原則として禁止としつつ、本人が個人情報のマレーシア国外への移転について同意した場合、本人と移転先との契約の履行のために必要な場合など、国外移転が認められる場合が定められている。実務上は、事前に本人から個人情報のマレーシア国外への移転について同意を取得するのが一般的である。

③ 個人情報の主体の権利

本人には、企業に対して、①自らの個人情報にアク

セスする権利、②個人情報について訂正を求める権利、③個人情報の処理全般又は特定の目的や方法による処理の停止を求める権利のほか、④ダイレクトマーケティングのための個人情報の利用の停止を求める権利等が認められている。

(3) インドネシア

インドネシアでは、シンガポールやマレーシアのように包括的な個人情報保護法は未だ制定されていない。個人情報保護法の草案が公表されているものの、本稿執筆時点では施行時期等は明らかになっていない。もっとも、個人情報保護に関する規制がないわけではなく、電子情報及び電子取引に関する法律、電子システム及び電子取引の運用に関する政府令、電子システムにおける個人データ保護に関する情報通信大臣令等によって規制されている。

① 個人情報の取得及び取扱いに関する規制

企業が、個人情報を収集して利用する場合には、原則として本人に対してその処理目的等について明示した上で同意を取得し、明示した処理目的に沿って個人情報を利用しなければならないとされ、上記2か国とほぼ同様である。また、本人に対する情報提供をインドネシア語で行わなければならない点には注意が必要である。

② 個人情報の国外移転に関する規制

企業が取得した個人情報をインドネシア国外へ移転する場合には、情報通信省との調整業務が必要とされており、具体的には、①個人情報の移転計画の報告、②弁護士によるサポート（必要な場合）及び③個人情報の移転結果の報告が必要とされている。このように行政機関との調整が必要となる点は、他の国の規制とは異なる点であり注意が必要である。

③ 個人情報の主体の権利

本人には、企業に対して、①個人情報の履歴の開示を求める権利、②個人情報の訂正、追加又は削除を求める権利等が認められている。

(4) ベトナム

ベトナムにおいては、インドネシアと同様に包括的な個人情報保護法は未だ制定されていないが、サイバー情報保護法第86/2015/QH13号及びサイバーセキュリティ法第24/2018/QH14号等によって個人情報の取扱いが規制されている。

① 個人情報の取得及び取扱いに関する規制

ベトナムにおいても、企業が、個人情報を収集して利用する場合には本人から同意を取得しなければならない。なお、法令上は、明文の規定はないものの、事実上ベトナム語で同意を取得することが求められている。

② 個人情報の国外移転に関する規制

企業が取得した個人情報をベトナム国外に移転する場合特有の規制は定められていない。ただし、個人情報を第三者に提供することについて同意を取得することは必要である。なお、個人データ保護に関する政令案においては、個人情報を国外移転する際には、個人情報保護委員会の書面による同意等が必要になるとされている。本稿執筆時点では同政令案は施行されていないが、今後の動向を注視しておく必要がある。

③ 個人情報の主体の権利

本人には、企業に対して、①自らの個人情報の提供を求める権利、②個人情報の更新、訂正、破棄を求める権利等が認められている。

④ その他の留意点

ベトナムにおいては、インターネット上のサービス等を提供する国内外の企業が、ベトナムにおいて個人情報に関するデータ等の収集等を行う場合、政府が規定する一定期間、当該データをベトナム国内で保管しなければならないとする法令が施行されている。かかる規制は、いわゆる個人情報のローカライゼーションを求める規制であるが、政令等によって本規制の詳細が明らかにされておらず、どのような場合に適用されるのか明らかではない。そのため、最新の情報と現地の運用状況を踏まえて対応する必

要がある。

(5) タイ

タイにおいては、2019年個人情報保護法（Personal Data Protection Act B.E. 2562）が制定され、当初2020年6月に施行予定であったものの、新型コロナウイルスの流行による影響で施行が2度延期されていたが、2022年6月1日に施行された。

① 個人情報の取得及び取扱いに関する規制

他国と同様に、企業が、個人情報を収集して利用する場合には、原則として本人に対してその目的を通知した上で同意を取得しなければならない。その目的の範囲内で利用しなければならない。同意取得にあたっては、明示の規制はないものの、タイ語で行うことが事実上必要とされている。

② 個人情報の国外移転に関する規制

企業が取得した個人情報をタイ国外に移転する場合には、個人情報保護委員会が定める個人情報保護の基準に従って、十分な個人情報保護の水準を備えていると認めた国以外に移転する場合は、本人の同意取得や、所定の安全管理措置の実施など、法定の正当化要件を充足する必要がある。

③ 個人情報の主体の権利

本人には、企業に対して、①自らの個人情報にアクセスする権利、②個人情報の取得等について異議を求める権利、③個人情報の訂正、利用の制限を求める権利等が認められている。

3. 企業に求められる実務対応

各国の個人情報の保護に関する規制について概観したとおり、いずれの国においても規制の枠組みは類似しているものの、細部においては異なる点も少なくない。個人情報保護に関する規制の順守体制を整備しようとしても、実際に何から着手すればよいか分からないということもある。そこで、以下では、シンガポール及び周辺国の現地法人において個人情報保護に関する規制対応を行うことを想定した場合

の対応例について紹介する。

(1) データマッピング

まず、自社及び各国の現地法人が保有している個人情報の類型を洗い出すとともに、保有している個人情報の収集・利用方法や、第三者への開示や国外移転の有無及びその方法など、社内における個人情報の取扱い状況を確認する必要がある。例えば、シンガポール現地法人においては、日本本社に対して従業員情報を提供している場合や、シンガポール現地法人が統括している各国の現地法人から従業員情報の提供を受けていることが多い。また、シンガポールで収集した顧客情報をマーケティングのために日本本社やその他の関連法人に提供している例もある。この段階では、自社における個人情報の取扱い状況を正確に把握することが重要である。

(2) 各国の個人情報規制の把握と対応策の策定

各国の規制を順守するためには、現地弁護士を起用して最新の規制の内容を踏まえて実行すべき対応策を確定する必要がある。このとき、シンガポール及び周辺国の全ての現地法人において一斉に対応するのが理想であるが、実際にはマンパワーや予算の関係で制約がある場合も少なくない。そのような場合には、(1) のデータマッピングで把握した個人情報の数、内容、漏洩した場合の影響の大きさ等を踏まえたリスク分析を行って優先順位をつけて対応することも考えられる。特に、一般消費者向けの事業を行っている場合には、カード情報などを含む大量の個人情報を保有していることもあり、個人情報の漏洩時の影響は格段に大きいことから、そのような法人を優先して対応することも重要である。

(3) 対応策の実行

(2) で策定した対応策を実行する段階においては、プライバシーポリシー、本人から同意を取得する際の書面、国外移転の要件を充足するための書面等の作成やアップデートを行うことになる。この際、各国でそれぞれ書面を作成するのではなく、まずはシンガポールなどで基準となる書面を作成し、それらを各国の規制に合わせて修正を行うという方法が効

率的である。また、インドネシアのように個人情報の国外移転のために監督機関との調整が必要となる国もある。

(4) その他の社内体制の整備

(3) の対応策の他に、各国の規制を踏まえて、個人情報の管理責任者（Data Protection Officer）の任命、個人情報の管理体制の構築（個人情報の保管方法、アクセス制限等）、個人情報漏洩事案が発生した場合の対応方法の策定なども必要となる。これらもリスク分析の結果を踏まえてメリハリをつけて行うことが重要である。

4. 最後に

以上、シンガポール及び周辺国の個人情報に関する規制を概観するとともに、規制を順守するための対応策について述べた。個人情報保護に関する規制は、ほぼ全ての企業が適用対象となるものであるし、特にシンガポールにおいては、PDPCによる摘発が積極的に行われており、個人情報保護体制の不備を放置しておくことのリスクは大きい。本稿が、個人情報保護体制の見直しのきっかけとなれば幸いである。なお、本稿は一般的な法令情報と実務対応例を紹介するものであり、各国の法律に関する具体的なアドバイスや法的意見を提供するものではない。個人情報保護体制の整備・見直しを実施する場合には、各国の弁護士のアドバイスを得て実施して頂きたい。

執筆者氏名

高橋 俊介（たかはし しゅんすけ）

経歴

2002年早稲田大学卒業後、2007年9月東京弁護士会登録。2014年南カリフォルニア大学ロースクール修士課程（LL.M.）終了。2015年7月よりTMI総合法律事務所シンガポールオフィスに所属し、シンガポールを中心に、ASEAN各国のM&A、ジョイントベンチャー、コンプライアンス、個人情報保護規制対応、紛争対応など幅広く業務を行っている。

シンガポールのドローンを取り巻く 環境と技術

RED DOT DRONE PTE. LTD.
Director
平川 彰



ドローンとの出会い

「今からマリナベイサンズ近くの広場でドローンを飛ばすので見に来ませんか？」

2015年5月、友人からのその誘いが、私がドローンを操作した初めての体験でした。

元々ソフトウェアエンジニアとして主にモバイルやウェブ開発の世界に従事してきた人間としては、手頃な価格で、安定して、物理的に空を飛ぶロボットに衝撃を受け、「ネットビジネスの次に注目される産業の1つになるかも知れない！」と思ったことを今でも覚えています。そこから約2年後に共同創業者である三浦と共にRED DOT DRONE PTE. LTD.を立ち上げることになるのですが、これが自分にとってのドローンの原体験になったのは言うまでもありません。そこから約7年後の現在、世の中でドローンに関するニュースを見ることが増えてきたのではないのでしょうか？ 実際ここ数年でドローンの市場は成長し、産業での本格的な活用が始まってきた状況にあると言えますが、まだまだ発展途上のフェーズにいる中で、ドローンビジネスの機会、規制を含めた環境等が広く伝わっていないのも事実だと思います。

今回の寄稿の中で、これまでのドローン業界の全体の流れを振り返り、そこからシンガポール国内でのドローン活用ケースとその取組、そして今後どのような状況になっていくのかを解説させてもらい、ビジネスへのドローン活用に興味のある読者の皆様の、お役に立てれば幸いです。

ドローンとは

ドローンは日本語では無人航空機と訳されますが、その定義は広く、様々なタイプのドローンが世の中に存在します。4つのプロペラとモーターを持ったクアッドコプター等の回転翼はホビー用途、産業用途で一般的によく使われる機体になり、ホバリングや全方向への移動ができるのが特徴になります。飛行機型の固定翼機は1つのモーターから飛行可能になり、長時間飛行、長距離の飛行に適しており、形状の制約上その場所でホバリングすることができないため、常に動き続けるような業務に適したタイプと言えます。そしてその両方の特徴を併せ持ったVTOL（垂直離着陸機）と呼ばれる機体。例えば離着陸時にはクアッドコプターの機能に切り替え、移動時には固定翼機モードになり電力効率が良い飛行を行います。歴史的には元々軍事において利用されてきましたが、近年では映像撮影用途での空撮から、監視、建物検査での利用、農業での農薬噴射、スポーツエンタメ業界等で幅広く利用されてきております。さらに定義をより広く捉えると、最近では空飛ぶドローンだけではなく、自動配送等で使われる地上を走るローバーや水中、水上ドローン等も存在しております。



クアッドコプター

ドローン業界の変化

商用のドローン業界はこの10年間ほどで技術的、社会的、ビジネス的に多くの変化が起きてきました。簡単にこれまでのドローン業界の流れを振り返ると、大きく以下の3つのフェーズに分けることができます。

1. ホビー用途の空撮フェーズ
2. 実証実験に取り組み始めたフェーズ
3. 本格的なドローン活用への移行フェーズ

2016年あたりまでがホビー用途での空撮フェーズでした。この時期においては深センのドローン機体メーカーであるDJI一強の時代で、リーズナブルな価格で高品質のドローンが登場し、世界で圧倒的なシェアを取るようになりました。主にホビー用途からプロの映像撮影での空撮でドローンが利用され、著者もこの時期にDJI社のPhantom3を購入してドローンの世界へと入りました。一方で気軽にドローンが利用できるようになったこともあり、このあたりから各地でドローンにまつわる事故が多発しました。日本だと首相官邸への落下のニュースを覚えている方もいるのではないかと思います。2017年以降の各産業がドローンの実証実験に取り組み始めたフェーズにおいてもDJIによる市場の独占状況は続きました。当時機体開発競争においてDJIと競い合っていた北米の会社が競争に敗れ、ハードウェア事業から撤退したニュースは中華系テック企業の台頭という意味で印象的でした。簡単にドローンのエコシステムをここで紹介すると、スマートフォン

業界と似たような構造になり、OS (iOS, Android) の上に、アプリ (Facebook, Twitter 等) の会社が存在するように、フライトコントローラーと呼ばれるOSに相当するレイヤーにDJIやオープンソース系のArdupilot, PX4等が存在し、その上にドローンのソフトウェア会社や、周辺機器を開発する会社、飛行業務を行うソリューションプロバイダーが存在します。このフェーズにおいて各社はDJI機体を利用したソリューション、ソフトウェア開発が多かった印象を受けます。そして2020年以降の現在のフェーズにおいては、実証実験の初期フェーズからより本格的な活用への移行が各産業で徐々に起きているのではないかと思います。

米中関係の悪化

このままDJI一強の時代が続くのかと思いましたが、DJI社がプライバシー問題 (中国政府にデータを提供しているのではないかと疑い) や、人権侵害 (ウイグルでの人権問題にDJI社のドローンが活用されている疑い) の疑いをかけられはじめ、2020年末にDJIはアメリカ商務省の禁輸リストに追加されることになりました。これは中国のスマートフォンを開発するHUAWEIと似た制裁になり、北米で販売できないという意味ではなく、米国政府の許可なく米国の技術、製品が使えなくなる措置になり、少なからず米国の技術や製品を利用しているDJI社としては厳しい状況になっております。また米国視点では本国以外の会社がデータを支配することへの警戒もあったのではないかと個人的には思います。徐々に各国で国産ドローン開発の動きがはじめてきました。

シンガポールのドローン環境と市場

物理的に空を飛ぶドローンが社会でより利用されていくには、民間会社の活動だけではなく、国や政府を巻き込んだ規制緩和、ルール作り、実証実験の場が必要不可欠になり、日本を含めた世界各地で様々な動きがありますが、ここではシンガポールの動きを紹介したいと思います。

シンガポールではCAAS (Civil Aviation Authority of Singapore) が飛行の規制作りや飛行申請などの手続きを管轄しており、ドローンを業務で利用する組織はOperator Permitと呼ばれるシンガポール国内でドローンオペレーションを行うための許可証とActivity Permitと呼ばれる個別の飛行オペレーションに対しての許可証が必要になります。そして2020年からドローンの機体登録制度が導入され、250g以上のドローンの登録義務と去年からドローンパイロットの免許制度が始まり、取得するためには筆記と実技試験それぞれに合格する必要があります。免許証自体はデジタルライセンスとなっており、スマホアプリ上で表示することが可能になります。



ドローンパイロット免許（著者のもの）

また今年から Centralised Flight Management System (CFMS) と呼ばれるドローン版の管制塔システムの導入が進められており、業務利用時において国にドローン飛行開始を知らせる専用モバイルアプリの使用義務や UA Tracker という位置情報等のテレメトリデータをCFMSに送るための通信端末の装着義務が今年6月から開始されています。CAASとしては飛行申請業務の簡素化とビジネスで活用するための空域の管理、整理という目的になります。私が飛ばし始めた7年前と比較すると、飛ばす敷居が高くなってきている印象はあります。また国土が狭く、国内に空港、空軍基地等が点在することもあり、それらの周囲5km以内でのドローン飛行は幾つかの制約が発生するのですが、それを無視して許可を取らずに飛ばしてしまったド

ローンパイロットがシンガポール空軍の戦闘機の訓練の邪魔をして支障を与えたという罪で最大約\$63,000ドルの罰金が課せられる事件も近年発生する等、極端な例ではありますが、以前と比べてルールを守らないドローンパイロットへの取り締まりも厳しくなりました。

一方で実証実験を行う場所として、MPA (Maritime Port Authority) が Marina South Pier に Maritime Drone Estate とよばれる港湾でのドローン活用を促進するためのドローン特区を設立したり、過去にはBCAなどもドローンを利用した建物検査のプログラムを開いたりと各省庁、産業にてドローンを活用するための環境づくりに力を入れています。



Maritime Drone Estateの施設外観



Maritime Drone Estateの離発着場

またドローンがインターネットにつながる事が期待される中で、ネットワーク環境の動きも IMDA (Infocomm Media Development Authority) が Maritime Drone Estate に5Gテストベッド環境を整備したり、民間ではSingtel社が5Garageを設

立し、5Gを活用したい企業向けにその環境を公開しています。弊社もこのラボを利用させてもらい、ドローンと5Gの可能性を探る実験の機会を頂きました。

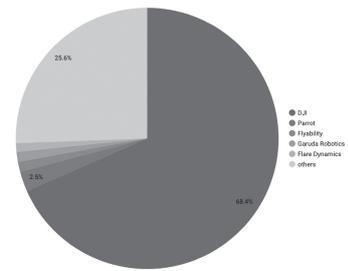
このシンガポールには弊社だけではなく多くのドローン会社が存在しますが、国内でドローン活用が期待されている市場をあげると港湾、そして建物検査でのドローン活用があげられます。特に 建物検査に関してはBCAがPeriodic Facade Inspectionと呼ばれる制度を今年度からスタートし、築20年を超える建物は7年毎に検査を行わないとならないという基準と頻度を設け、この領域でのドローン活用が注目されています。

参考までに2021年時点でのシンガポールにおける業務用で利用されているドローンとその用途の比率を紹介します。(CAAS が公開する資料をもとに著者が集計)

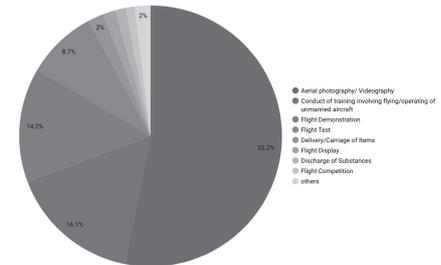


Singtel 5G Garageの施設

各ドローン会社が CAASへ登録している機体モデルのメーカーの約7割がDJIになり（登録機体数ではありません）、世界市場の約7-8割がDJIドローンだと言われておりますが、シンガポールも近い数値になるのではないかと推測しています。さらにドローンの用途をみると、検査等も含めた空撮が半数以上を占め、デリバリー等も注目されてきてはいますが、全体の数値からはまだまだ小さいものとなっております。現時点ではドローンは空飛ぶカメラとしての用途が圧倒的に主流になります。また2021年3月時点でのシンガポール国内の登録機体数が10,919機、ドローンパイロット免許保持者が532人になります。



登録されているドローンの機体メーカーの内訳¹



登録されているドローンの用途目的の内訳²

シンガポールのスタートアップ環境

弊社はシンガポールと日本を拠点にするドローンソフトウェア技術を開発するスタートアップとして、Block71と呼ばれるNUS Enterpriseが運営するインキュベーションセンターにオフィスを構えております。もともとは約10年前に建物1つから始まったシンガポールスタートアップの環境が今では周辺のビルまで広がり、多数のIT、AI、ロボティクス系等のスタートアップが入居するエリアになりました。各スタートアップ企業の各々の活動もさることながら、国や大学機関がスタートアップを生み出す啓蒙活動やアクセラレータを通して積極的なサポートを行っており、ドローンに関しても、一例としてMPAとNUSが港湾関連のPIER71というプログラムを通じた実証実験の機会、ネットワーク、資金提供の支援を行っております。



Block71

ドローンの今後とインターネット越しの遠隔操縦

以上がシンガポールでのドローン事情でしたが、日本を含めた世界各地でもドローンの活用が1歩ずつ進み、日々新たな技術が開発されております。その中でロボット、モビリティの文脈では自律、遠隔操作技術の活用が今後のドローンでも注目されています。

具体的にドローンにどのような未来が来るのかをイメージしていただくために、1点弊社の事例を紹介させていただきます。通常ドローン进行操作するためにはその場所に行き、現地でドローン进行操作する必要がありますが、現在弊社で開発、運用をすすめているインターネット越しの遠隔操縦を使うことで、ネット環境があればどこからでもドローンの操作をすることが可能になります。当然ながら各国での飛行規制の遵守、飛行申請は必要になり、BVLOS (Beyond Visual Line of Sight) 日本語では目視外飛行とよばれる形態の飛行許可が必要になります。



遠隔操縦のデモ飛行の様子

この画像は弊社シンガポールのオフィスから約5000キロ離れた日本に飛んでいるドローンからの映像をみながら、コントローラーで遠隔操縦している実験になります。一例としてドローンを利用した建物検査を例にとると、今まで現地へ赴き行っていた建物の状態点検の作業が、その場所に行かずに遠くのオフィスからその作業ができるようになり、時間やリソースの削減が可能になると、1日の内に物理的に対応可能な場所も増えることになると考えています。まだまだこの遠隔操縦自体は新しい技

術ではありますが、遠い未来の話ではなく、すでに去年にシンガポール静岡県事務所とのプロジェクト (Vivid Creations PTE. LTD. One&Coとの共同プロジェクト) において、コロナ禍で日本に旅行に行くことができないシンガポール人向けにバーチャルトリップツアーを開催し、その中で遠隔操縦を用いることで富士山の麓の朝霧でシンガポールからドローン飛行を楽しんでいただくという取り組みを行いました。

おわりに

今回の寄稿の中でドローンの業界全体の概要、そしてシンガポールのドローン事情を書かせて頂きましたが、いかがでしたでしょうか?日々進化しているドローン業界ですが、社会で活用されていくにはまだまだ多くの技術的な課題が存在し、それを一歩ずつ解決することでより社会に浸透していくのではないかと思います。引き続き弊社は歩みを止めずに、現在と未来の社会でのドローン活用に貢献していきたいと思っています。

< 訳注 >

1&2 <https://www.caas.gov.sg/docs/default-source/docs---cc/caas-annual-report-fy2021.pdf>

執筆者氏名

平川 彰 (ひらかわ あきら)

経歴

日本、シンガポールにてウェブ、モバイルアプリ開発に従事。日本ではサイバーエージェント社にてアマーバブログ関連の開発にソフトウェアエンジニアとして、また2011年以降はシンガポールに移り、シンガポールのレストラン検索アプリBurppleにてVP of Engineeringとしてシンガポール国内トップクラスのトラフィックを持つサービスへの成長に携わる。2017年に Red Dot Drone を共同創業し現在に至る。

社会の変化と共に必要な学びの深化について

LEAVE A NEST SINGAPORE PTE. LTD.
Managing Director
徳江 紀穂子



都市国家シンガポールが取った教育戦略とは？

建国57周年のシンガポールの教育（表1）は、教育の成功例として取り上げられることが多い。その背景には、PISAにおける高ランキング（表2）や高等教育機関のアジアランキングの上位に位置しているからである。2019年のPISAランキングでは2位に位置付けており、日本や他のアジア諸国に差をつけている。そのような高ランキングを支えているのが選抜式の教育システムだ。1965年にマレーシアから突然独立を促されたシンガポールは、天然資源も少ないため早くから人財（=材）に投資をする姿勢をはっきりと打ち出していた。国防費に次ぐ予算が

組まれており、国家予算の16%を締めている。また、優秀な人材を国内外から確保するために成績が優秀な自国の生徒、東南アジアや他の国からの留学生に対する奨学金を提供した。奨学金を得た学生は卒業後一定期間、政府に就職することが定められている。早期英才教育を実装することで優秀な人材を選択的に育成していく作戦を取り、成功を収めていることで世界からも注目された。このやり方は、社会情勢とうまくフィットし、シンガポールは多くの優秀な人材そして研究者を輩出することに成功。この作戦は当時の急成長シンガポールにとってベストな選択であった。しかし、時代が変化するとともに求められる人材・必要な教育も変化していった。

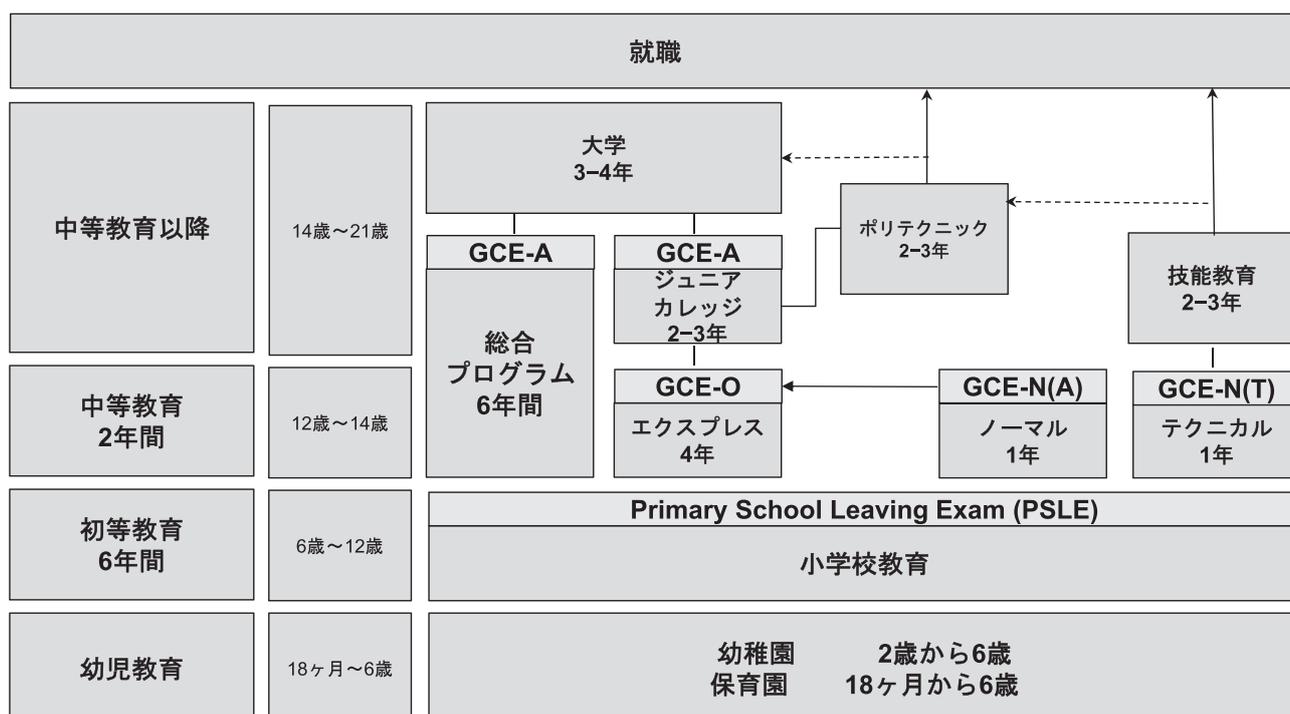


表1 シンガポールの教育制度¹

2018年	1. 中国		555
	2. シンガポール	549	
	3. マカオ		525
	4. 香港		524
	5. エストニア		523

日本15位 503

表2 PISA ランキング²

変化を察知し、適切な適応策をタイムリーに実行

前述したように、シンガポールの建国の父リークワンユーは世界に必要とされる国を作るという目標のもと教育・人材育成に力を投じた（表3）。高度成長期に必要な国の発展に貢献できる人材を輩出するため、早期英才教育を取り入れ熾烈な競争を強いる形の教育システム（ストリーミング制度）を導入した（表1）。ストリーミング制度では、4年生の時にテストの点によって入学する中学が決められてしまい、将来の可能性が決まってしまう形となっていた。4年制の段階でオリエンテーションという形である程度の振り分けが実施される。そして、小学校を卒業する段階で受験するPSLEテストによるプレッシャーが高く課題となっていたのだ。その一方でストリーミング制度は、国が求めている優秀な人材を効率よく輩出することに貢献した。また1866年からは世界に通用する人材を育成するという観点から2言語教育の導入も進め、早期から自国にとどまらず世界で活躍できる教育・人材育成をおしすすめてきた。1980年代にはストリーミング制度を導入し、優秀な人材を効果的に選抜する形をとった。この制度のため、小学校終了時のテストPSLEに合格した生徒のみが中学進学を認められた。

時代の変化とともに2008年には、初等教育にお

けるストリーミング制度を廃止した。4年生時の英語・母国語・算数・科学の成績で5-6年生のカリキュラムが組まれる形となっていたがその部分がなくなるという大きな変更があった。この変更によって最低でも10年間の教育を受けることが可能となったのだ。そして今後見込まれる変更が2024年から4年間段階的に行われる中等教育におけるストリーミング制度の廃止だ。難しい部分は、制度を変えるのはある程度スムーズに実行できたとして教育機関や保護者の考え方の改革の部分になってくると考えられる。

日本との違いを比較して見えてくるシンガポールの教育

日本とシンガポールでは義務教育の期間に3年の違いがある。シンガポールは、6歳から12歳までの初等教育のみが義務教育となっている。また、日本と異なり学区で学校が決定するわけではなく希望制となっており、優秀な生徒を輩出している学校は人気殺到し抽選となることもある。中等教育は3つのコースに分かれている。スペシャル・エクスプレス・ノーマルの3つだ。更にノーマルの中にはアカデミックとテクニカルに分かれている。成績の上位10%はスペシャル、50%がエクスプレス、残りの40%がノーマルに振り分けられる形となっている。

1960 ~ 1970	産業政策：労働集約型
	教育政策：基礎教育の拡充・2言語教育の導入
1980-1990	産業政策：産業の高度化、サービス業、科学技術の発展に注力
	教育政策：エリート・ストリーミング教育
2000-	産業政策：専門人材の誘致、科学技術のハブとしての開発に注力
	教育政策：段階的に従来の教育の見直した教育

表3 シンガポール教育制度の変遷³

26 <small>/100</small>	2021年、世界の大学ランキングにおいて、アジアからは26の大学がランクインし、過去最大を記録した。QS世界大学ランキングよりアジアのトップは、世界11位にランクインしたシンガポール国立大学（NUS）、13位の南洋理工大學と続いた。2000年に設立されたシンガポール・マネージメント大学も世界500位以内にランクインしている。
5/ <small>34</small>	シンガポールで最も歴史があるのがシンガポール国立大学である。工科大学として南洋理工大學が2番手に位置している。その後、シンガポール工科デザイン大学やシンガポールマネージメント大学などが創設され、現在では34つの大学があるといわれているが多くのNUSや既存の大学に付属している特化したものも別大学として含まれている。
11/ <small>1,000</small>	人口349万人のシンガポールにおける研究者の割合は、日本よりも多くなっている。2008年以降の国内研究者の割合は、安定して横ばいの状態だが、研究者は年々増えている。増加の原因は外国籍の研究者によるものだ。特にその傾向は2009年以降顕著に現れている。論文世界ランキングも世界31位（2011年）だ。

表4 数字で見るシンガポールの高等教育機関と研究者⁴

そして大学への入学試験制度には、イギリスのGCE（General Certificate of Education）を採用しており、目的により異なる試験を受験する。

言語学習の点でも違いはある。日本では、グローバル化の対応に追われるように2020年から小学校における英語教育の導入が実行された。日本では4年生から英語教育を始めるが、シンガポールでは、1966年から2言語教育を小学1年から導入している。これは早くから世界戦を見据えた教育を考えていたシンガポールの戦略と考えられる。公用語は4つあり、マレー、タミル、中国と英語だ。初等教育で使われる言語は、国語であるマレー語ではなく、英語となっている。そして、前述にあるように4年生の時点で英語の成績とその他の科目の成績で中等教育のレベル分けがされるのだ。

アジアでもトップレベルの大学があるシンガポール（表4）だが大学進学率の点では、現状日本が30%上回っている状態だ。比較する上で留意しておくべきは、国内にある大学の数が限られているため、国外の大学へ進学する人もいることである。更に、今後はこの比率にも変化が見えてくる可能性がある。特に2024年から開始されるストリーミング制度の撤廃とともに、過去中学進学率が増加したのと同じように大学進学率が増加する可能性が大きいだろう。

地球全体が学校になる！？

近年、シンギュラリティー大学やミネルバ大学のようにキャンパスが無い教育機関も増えてきている。初等・中等教育において学校が無いという環境は生まれられないかもしれないが、学べる場所は、今まで以上に学校の壁の外にあるという形が今後増える可能

性があるかもしれない。今までも社会科見学や修学旅行などを通じて学校以外の場所での学びを取り入れてきた。基礎学力を身につける上で、学校で学ぶことも重要である。しかし、シンガポールのように国土が小さい国において、例えば環境の多様性を学ぶことは困難となる。そういう環境下では、学校以外の社会・自国以外の国の環境を知りながら学ぶことは有用なチャンスである。過去にもそうであったように学校環境では学べないものも存在する。例えば、世界の課題を解決するためには何をすべきか？といった科目横断、そして答えのない問いを学校のカリキュラムの中でカバーしようとするとなかなかハードルが高い。更には、国の発展状況に応じて課題を身近に感じられる場合とそうでない場合があるのも事実だ。東南アジアの中でも成熟した社会となっているシンガポールにおいては新たな学びの環境の発展によって恩恵を受ける部分が大きいかもしれない。

実践的な学びを提供するときには社会の協力が必要不可欠になってくると想像している。社会全体で次世代の教育をともに行う「共育」をすべての事業会社における社会的責任の一つとして捉えていかなければならないと考える。事業会社にとって慈善事業の一環と位置づけると継続的に実施することは困難が予想される。そこで新入社員の研修の一部として該当する社員が自社の強みや自身がなぜ働くのか？といった概念を学ぶ機会として取り入れるなどの検討が必要となってくるとも思われる。リバネスでは企業とともに実験教室を学校へお届けする形で共育プログラムを提供してきた。このような活動を東南アジアでも増やしていくことで社会と繋がっている実学に近い形の学びを提供し地球貢献を考えるきつ

かけを提供し続けていくことを考えている。

共に未来を創造する仲間として

シンガポールのChan Chun Sing文部科学大臣も2022年の教育カンファレンスで学びのアップデートが必要だと提言した。特にどういう教育の成果を「成功」とするかに関して今までの考え方を刷新する必要があるのではないか？と投げかけている。過去の成功に囚われずに新たな学びと成功の形を考えていくと表明するのは非常に前向きな宣言である。しかしそれくらいの覚悟がないと本当にアップデートを実行することはできないということだろう。

今後は教員とは別の人も生徒を教育（共有）できる形を導入し、情報や知識をどのように教育機関へ導入していくかを考えていく必要がある。情報が溢れている世の中において情報を収集することではなくそれらの情報をどのように自分の知識として変換していくかが求められている。また、知識と知識をかけ合わせて新たな価値を創造することが必要だ。

複雑で容易には解決できない課題、そして未だ想像してなかった課題に立ち向かうためには多様な視点から物事を捉えることが役に立つ。そのような鍛錬を重ねるための方法として学びを得る対象が教員のみならず他の社会の人達であることは有効だと考えられる。多様な視点を得るための考え方を学ぶ機会を社会全体が提供することで次世代の社会（地球）貢献型リーダーが輩出される仕組みが醸成されていけるだろう。その時に社会としてどのように参加していくか、従来の教育のシステムと並行して社会全体で共育を担う形へのアップデートが求められている。

<訳注>

1 以下リンクを基に作成

<https://www.moe.gov.sg/>
http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2020/03/07_Kyoiku.pdf

2 以下リンクを基に作成：<https://www.oecd.org/pisa/PISA%202018%20Insights%20and%20Interpretations%20FINAL%20PDF.pdf>

<https://www.globalnote.jp/post-16601.html>

3 以下リンクを基に作成

<http://www.clair.org.sg/>
http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2020/03/07_Kyoiku.pdf

4 以下リンクを基に作成

<https://www.topuniversities.com/university-rankings/world-university-rankings/2022>

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/fieldfile/2012/05/24/1321315_01.pdf

<https://www.jst.go.jp/crds/report/SG20161130.html>

<https://singaporeshimbun.com/?p=8139>

<参考文献>

<https://www.straitstimes.com/singapore/parenting-education/definition-of-success-in-singapore-education-system-mustchange-chan-chun-sing>

<https://sg.theasianparent.com/changes-to-singapore-education-system>

<https://www.moe.gov.sg/education-in-sg/desired-outcomes>
http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2020/03/07_Kyoiku.pdf

<https://journals.sagepub.com/doi/full/10.1177/2096531120935127>

<https://www.oecd.org/countries/singapore/46581101.pdf>

<https://www.straitstimes.com/singapore/parenting-education/singapores-15-year-olds-top-oecd-global-competence-test>

<https://sagasou.co.jp/2020/05/01/article61/>

http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/138-1.pdf

<https://singalife.com/category/52198/>

<https://www.moe.gov.sg/education-in-sg/21st-century-competencies>

<https://www.moe.gov.sg/news/press-releases/20220308-learn-for-life-confidence-for-a-new-tomorrow>

https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/pdf/200311_01_02.pdf

<https://gooddo.jp/magazine/education/4082/>

file:///Users/kt_sg/Downloads/ko12024.pdf

<https://toyokeizai.net/articles/-/403435>

<https://singaporeshimbun.com/?p=8139>

執筆者氏名

徳江 紀穂子（とくえ きほこ）

経歴

1973年東京都生まれ。5歳の時に父親の仕事の関係でシンガポールに移住。同国で小学校の大半を過ごす。中学校は日本、高校はタイのインターナショナル校（International School Bangkok）に進学。その後、米ペンシルベニアのIndiana University of Pennsylvaniaに進み生物学を専攻。オーストラリア大学院（University of New England）で修士課程修了。立教大学大学院の博士課程ではカッコウの托卵を研究した。株式会社リバネス（東京都新宿区）には2011年に入社。2013年には、リバネスマレーシアを立ち上げた。その後、2017年5月にシンガポールに赴任した。フィールド研究者の経験をいかして、子供向けの実験教室の実施や東南アジアの課題解決につながるプロジェクトを手掛けている。

着任のご挨拶

シンガポール日本商工会議所 副会頭
SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION
Executive Officer, Deputy Head of Asia Pacific Division
重松 秀臣



シンガポール日本人商工会議所の皆様、三井住友銀行の重松でございます。この度、前任・小野の後任として2022年5月に着任致しました。紙面を借りてのご挨拶となりますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

海外赴任は、香港・タイを経て、シンガポールが3か国目となります。

最初の香港は1997年9月の着任でしたが、それに先立つ7月にイギリスから中国への返還が行われた直後であり、何となく街全体がざわつくような雰囲気であったことを記憶しています。着任直後には、タイに端を発したアジア通貨危機が香港にも降りかかり、金融当局がヘッジファンドの売りに対抗するため香港ドルを吸い上げ、オーバーナイト金利が350%を付けるという事態に直面しました。更に、11月には山一証券破綻のショックが邦銀全体を覆い、続く北拓・長銀・日債銀の破綻により、外貨調達に大変な困難を来す場面に立ち会うこととなりました。まさに破綻の瀬戸際であったと思います。2001年4月に香港で三井住友銀行の誕生を迎え、同年9月には9.11同時多発テロ発生。他方で深圳・東莞・広東を中心とした華南地方の経済が勃興し、目の回るような忙しさであったことを覚えています。まさに激動の香港支店時代でしたが、2003年1月に辞命を受け、帰国致しました。

その後は人事・営業畑を中心に国内業務に従事しておりましたが、2020年4月にバンコック支店長を拝命し、17年振りに海外勤務をすることとなりました。香港から随分時間が経っており、すっかり国内でやっていくものと思っていましたので、まさに青天の霹靂でした。

バンコックへの赴任は2020年5月でした。コロナの拡大で各国が渡航制限をしていた時期で、オフィシャルには赴任する手段が無かったのですが、色々

と伝手を頼り、何とか在日本タイ人用の臨時帰国便に乗せてもらうことになりました。タイ本国の正式承認がなかなか届かず、ビザを受け取ったのは出発の前日21時であったことを思い出します。後で聞いたところによりますと、その時期に日本人でタイ入国したのは私で3人目とのことでした。

2週間の隔離期間を経て出勤となりましたが、その時はまさか丸々2年間、コロナと付き合うことになるとは夢にも思っておりませんでした。ロックダウンを始めとする各種制限に対応する形で、在宅勤務を導入し、各種機器を揃えてスタッフに配布したこと。またお客様との接点がウェブになり、会食等がほぼ無くなったこと（何故かゴルフ場の付き合いだけは、通常通りでしたが）。また“この際”とばかりに、バンコック拠点の組織・制度にメスを入れ、改革を図りました。香港とは違った意味で激動であったと思います。

加えて対外的にはバンコック日本人商工会議所に、初年度は副会頭、2年目は会計理事として携わりました。大使館とも連携しながら、会員企業様へコロナ関連情報やワクチン接種情報を共有し、更にはタイ政府への様々な要望など、企業の枠を超えて活動したことは大きな財産となりました。

さて、シンガポールはバンコックでの2年間の後、続けての海外赴任です。各種コロナ規制が緩和され、人の流れが戻りつつある一方、ロシア・ウクライナ問題、サプライチェーンの混乱、インフレや地政学リスク、更には脱炭素の潮流など、日本にもシンガポールにも、そしてAPAC全体にとっても難しい年になっています。このような時期にJCCIの皆様とご一緒できるのもご縁と感じております。微力ながら会員の皆様のご発展に些かでも貢献できますよう、精進してまいる所存です。今後ともよろしくお願いいたします。

ご挨拶

シンガポール日本商工会議所 理事
ITOCHU SINGAPORE PTE LTD
EVP & Chief Strategy Officer
藤本 哲也



シンガポール日本商工会議所の皆様、初めまして。この4月に清洲の後任として着任しました伊藤忠商事シンガポールの藤本 哲也と申します。

赴任前の3月には仕事では引継ぎなど進める一方で、プライベートでは家族がコロナ罹患となり、ホテル隔離などの対応に迫られ、また近々長女の結婚を控え、コロナ禍で両家挨拶をZoomで実施するなど多忙な日々を過ごしておりましたが、コロナ規制緩和のタイミングを捉え、早期に移動すべく、赴任準備もそこそこに4月初めに着任して参りました。

私自身は1991年に入社し、船舶の営業、経営企画、海外企画、秘書部などの業務に従事して参りました。海外での勤務はブラジルのリオデジャネイロ(2009 - 2014年)に続いて、2度目となります。

リオデジャネイロは風光明媚なコパカバーナ海岸や世界的にも有名なサンバのカーニバルが開催されるブラジルらしい開放的でとても魅力的な都市ですが、その一方で貧富の格差が大きく、中南米最大級の貧民窟が生活圏に隣接することより、治安がとても悪く、夜の外出は制限され、日中の移動も防弾車で移動するなど日々の生活は緊張感のあるものでした。治安部隊と貧民窟を根城とするギャングの衝突では治安部隊の戦車やヘリコプターが出動され、それをギャングの方はランチャー砲で迎撃するという様なこともありました。また行政も制度の透明性に欠け、手続きは煩雑で時間が掛かり、公私両面で苦勞することも多かったものです。

シンガポールは、リオデジャネイロとは全く比較にならないほど治安は良く、生活面でも当たり前の様にストレスなく、海沿いの整備された公園などで趣味のジョギングなどを気持ち良く楽しむことができます。今は体力作りも兼ねて、走ることを継続し、シンガポールでのマラソン大会への参加を目指したいと思っています。

また赴任時には昨今の不動産市況の高騰を受け、アパート選定など少し苦勞はありましたが、各種手続きは透明性が高く、効率的なもので、とても印象的でした。その後の生活においても、デジタル化が進んでおり、市内の移動手段やキャッシュレスでの支払い、出張時の入出国手続きなどとても判り易く、便利なものになっており、国としての競争力を高める先を見据えた戦略を定め、日々その改善を推し進めてきた努力の賜物で、日本も学ぶことが多いと実感しております。

この度はシンガポール会社での役職とは別に、アジア・大洋州ブロック総支配人補佐(経営企画担当)として、インド周辺の南西アジアや豪州を含む広域をカバーすることになります。ウクライナ情勢や中国ロックダウンなどの影響を受け、弊社の置かれている事業環境も日々激しく変動しており、先が見通せず、各拠点とのコミュニケーションが大切なものになっておりますが、幸いなことに赴任直後よりアジア域内の各国にてコロナ規制が緩和され、多種多様な特徴を持つアジア各国を出張することができ、多岐にわたる事業の現場の声を直接聞くことができいております。ZOOMなどでもコミュニケーションを取ることは可能ですが、百聞は一見に如かず、やはり現場で直接面談し、話しすることの大切さを痛感しているところです。

商工会議所の活動では、貿易・運輸部会等での活動を通じて、シンガポールにおける日本のプレゼンス向上の為に、皆様と共に力を合わせ、貢献して行きたいと考えております。また皆様ともコロナ制限緩和の中では対面でお会いし、親睦も深めることができればと思っております。

最後になりますが、会員企業の皆様のご健勝・ご発展を祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

シンガポール日本商工会議所 理事
MITSUI CHEMICALS ASIA PACIFIC, LTD
Managing Director & CEO
稲垣 隆之



シンガポール日本商工会議所の皆様、三井化学アジアパシフィックの稲垣でございます。この度、酒井の後任として着任しました。今般はJCCIの理事を拝命するとともに第二工業部会の部会長も拝命することとなり重責に身が引き締まる思いです。部会活動やその他の活動を通してJCCIの発展に少しでも寄与できるよう精一杯尽力致しますので宜しくお願い申し上げます。

簡単に自己紹介させていただきます。生まれは1964年で富山県出身です。美味しいお米と日本海の美味しい魚介類で育ったせいでしょうか、素材の旨味を感じられる料理が大好きです。お酒も美味しい県なのですが残念ながら体質的に受け付けられないようです。大学では化学工学を専攻し、卒業後1989年に三井化学に入社しました。現在、入社から34年目となりますが、その間勤務地は神奈川県大船市、山梨県西桂町、千葉県茂原市、米国コロラド州、東京都港区、泰国ラヨン県、東京都港区、滋賀県守山市と何度も移動を繰り返しながら、研究開発、エンジニアリング、製造、事業企画開発、子会社役員等、多くの経験を積ませていただきました。

海外赴任は今回で三回目となります。最初の米国ではグラスルーツからの会社設立、工場建設、事業運営に携わることができ、日本では決して経験することのない困難にも直面しましたが、大変学びの多い赴任でした。多くの日本人が許容する曖昧さは受け入れられないこと、会社に対する忠誠心はあまり期待できないこと、人種・宗教・性別・年齢における差別は許されず多様性を尊重すること等を肌で感じた大変貴重な初海外赴任でした。二度目の海外赴任は泰国で関係会社の経営者としての心構えを学ぶ良い機会となりました。特に、新型インフルエンザ(H1N1)危機、洪水危機、クーデター等を受けて危機管理の在り方を実際に体験できたことは良い経験でした。危機管理を通して在タイの日系各社とのコミュニケーションを深めさせていただくとともに助け合いの大切さ、有難さを痛感したことは心に

刻み込まれています。

さて三回目の海外赴任となるシンガポールへの入国は4月2日でしたのでコロナ規制も大幅に緩和されており、隔離生活も経験せずに済みましたので非常に幸運でした。シンガポールでの生活も早いもので2か月になりますが、ポストコロナを見据えたシンガポール政府の強力なリーダーシップに基づく迅速な政治決断と国民の柔軟な対応を肌で感じて、シンガポールのこれまでの成功の一端を垣間見た気がしております。シンガポールは、高層ビル群の中でも多くの緑が調和した美しい街並みと様々な人種の方が大勢行き交う大規模な商業施設が数多く存在し、何処へ行っても新しい発見がある大変魅力的な都市であり、これからの生活が非常に楽しみです。一方で為替変動の影響もあるのですが物価の違いが気になるところです。日本の物価が異常に安いのか、シンガポールが高いのか、日本の競争力を考える上で是非とも検証してみたいテーマです。

三井化学グループでは昨年VISION2030を策定しました。社会課題視点の全事業への展開、ソリューション型ビジネスモデルの構築、サーキュラーエコノミー(CE)への対応強化、デジタルトランスフォーメーション(DX)を通じた企業変革を基本戦略として事業活動を通じた社会貢献を実現してまいります。三井化学アジアパシフィックでは、特にCE対応を含めたカーボンニュートラル(CN)に向けたロードマップ整備、DXを活用した競争力と安全の双方を兼ね備えた次世代工場の構築に力を入れて取り組んでまいります。

コロナ規制も大幅に緩和されましたので、これからはJCCIの活動の活性化に向けて皆様と積極的に情報交換、意見交換をさせていただきたいと思っておりますので宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが会員企業の皆様、事務局の皆様、ならびにご家族の皆様の益々のご健勝を祈念してご挨拶とさせていただきます。

ご挨拶

シンガポール日本商工会議所 理事
MITSUBISHI ELECTRIC ASIA PTE LTD
Managing Director
関 邦彦



シンガポール日本商工会議所の皆様、この度理事を務めさせていただくこととなりました三菱電機アジアの関 邦彦と申します。大島の後任として2022年4月に着任いたしました。この場をお借りしましてご挨拶申し上げます。

もともと当地での隔離期間を考慮し、3月28日に入国予定だったのですが出国直前に4月1日以降の入国だと隔離無しとのシンガポール政府の発表があり、急遽フライトを4月3日に変更、隔離無しで翌日から出社することができました。同日には歓迎会も催して頂き、皆が盛り上がり大歓迎してくれていると思いきや、久しぶりの飲み会に盛り上がりただけのようでした。(笑) この2年間、皆さんがいかに大変な状況だったかというお話を聞くたびに心苦しく、また申し訳なく思っている次第です。

少し自己紹介させていただきますと、1986年に三菱電機に入社、映像機器の国内向け営業に従事し、1994年に会社の語学研修制度で1年間カナダのトロントに行きました。トロントの大自然に囲まれた綺麗な町に住み、この時に海外で勤務できるのはなんと素晴らしいことかと思い、希望叶って1998年から3年間メキシコのメヒカリという場所で勤務、工場の立上げ業務を行いました。メヒカリはアメリカとの国境の人口100万人の町でアメリカ側のエルセントロという人口3万人の小さな町に住みながら毎日国境を越えての勤務、マフィアとドラッグの地域でトロントとは大違いな環境に愕然としたのを覚えています。

その後、海外勤務はもう懲り懲りだと思っていたところ2011年にベトナムでの販売会社設立の命を

受け4年間ホーチミンにて勤務いたしました。この時にベトナムの人々のエネルギッシュなライフスタイルに刺激を受け、また親日という大変ありがたいマインドに接することができ、年齢が10歳くらい若返った気がしました。

4月に当地に着任しから東南アジア5か国、7都市を訪問しましたがどこもコロナ規制が緩和されており、入出国もスムーズで一挙に経済が活性化する予感がします。シンガポールでもオーチャード通り周辺は週末には多くの人々で溢れかえっており、活気が戻ってきているように見受けられます。

この2年間のブランクを一日も早く取り戻すためにも弊社で提供させて頂いている半導体から衛星までの幅広い事業を今後はさらにサステナビリティを経営の根幹に捉え、常に進化した総合ソリューションを提供し、事業を通じてお客様と共にシンガポール、東南アジアでの社会の幅広い課題を解決していく「循環型デジタル・エンジニアリング企業」を目指してまいります。

この度JCCIの理事を拝命するにあたり、日星間の経済交流促進、当地における日本企業の発展、会員相互の交流・親睦に微力ながら貢献して参ります。最後になりますが会員企業の皆様ならびにご家族の皆様の益々のご健勝・ご発展を祈念してご挨拶とさせていただきます。

ご登録データ 変更フォーム

代表者、住所、E メールアドレスなどの登録内容に変更がございましたら、下記変更フォームに必要事項をご記入の上、JCCI 事務局まで E メールにてご連絡頂くか、JCCI の HP (<https://www.jcci.org.sg/membership/notification-of-change/>) より変更手続きを頂きますよう、お願い申し上げます。

※弊所からの各種事業のご案内は、原則 E メールにてお送りさせて頂いております。

ご異動などがございました際には、登録 E メールアドレスのご変更をお願いいたします。

※変更のご連絡を頂きました際には、弊所からご返信を差し上げております。万一、返信がない場合には、お手数をおかけいたしますが、一度、事務局までご連絡下さい。

※ご変更の際には、必ず会社名と E メールアドレスをご記入下さい。

会社名(日)			
会社名(英)*			
旧代表者名(日)			
新代表者名(日)		新代表者名(英)	
E-MAIL *			

役職(英)		役職(日)	
Address			
TEL:		業務内容	
FAX:			
WEB:			
日本人社員数		総従業員数	
変更日	年	月	日 より

新規登録 E メールアドレス	削除 E メールアドレス

その他

Mr. Bryan Kong

早稲田大学 国際教養学部 日本概論コース
(September 2021 - October 2022)

2020年JCCI基金の留学プログラムはコロナウイルスの影響ですべて中止となりました。しかしながら、奨学生として選抜されたBryanさんは日本留学の夢を諦めず、2021年9月より早稲田大学の授業にオンラインで参加し、今年3月に、日本の水際対策が緩和されたところ、2年間待ちに待った留学がようやく実現できました。今回、Bryanさんに日本への留学経験にける想いについてご寄稿を頂きました。

I am finally in Japan today, and the journey to getting here was indeed longer than expected. After arriving, it felt as if my efforts had finally paid off. Not only was it relieving, but it was also the start of a fulfilling six months. When I first knew Japan was about to open its borders, I was unexpectedly calm. Contrary to being excited or anxious about the actual dates and preparation required, I was mentally ready to expedite and push for admin matters such as accommodations, quarantine, as necessary. On this end, I am extremely thankful for JCCI for providing help with my apartment agent, as it was difficult to find an apartment in Japan, while still being based in Singapore. I cannot express enough gratitude for their support throughout this two-year journey.



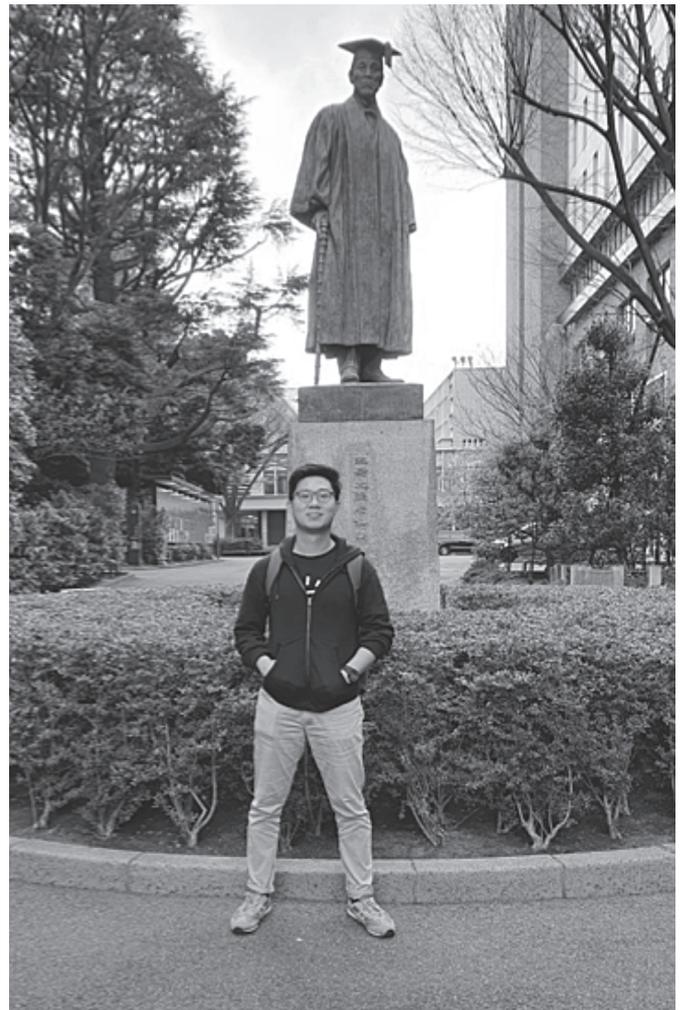
Hanami at Akabane, Tokyo

Naturally, with all the support and preparation gone into working out the flight details, arrival dates and quarantine details, the actual process was very smooth. From arriving in Narita Airport, completing the post arrival PCR test, to clearing customs, the entire journey to arrive at the quarantine hotel was very smooth. It was, however, slightly unfortunate that Singapore was removed from the designated list of countries by Japan during my third day of quarantine, resulting in my extended hotel stay even though I had initially planned to arrive earlier to finish my one-week quarantine earlier. This was so that I could attend



physical lessons, on time as they began in early April.

Life in Tokyo, Japan, was surprisingly similar to Singapore in many aspects due to the nature of a city. Prior to arriving in Japan, I had a few goals and plans for my stay in Japan, although it is a short half year. I wanted to



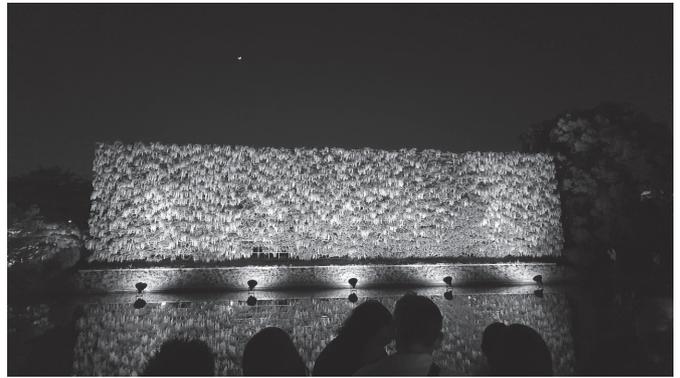
Statue of Shigenobu Okuma in Waseda Campus

experience the vibrant school life I missed out on in Singapore, while also looking out for work and Masters opportunities. Back in Singapore, I was extremely focused on building my personal portfolio and broadening my career prospects that I did not spend much leisure time experiencing the university life. Upon arrival in Waseda, it was a real shock to me at the sheer number of students. It was a much busier, happening place as compared to Singapore University of Technology and Design (SUTD), or even National University of Singapore (NUS). People were busy advertising their own clubs and there were always people moving about on campus. Furthermore, everyone mainly spoke Japanese, but there were so many international students!



Famous Clocktower in Waseda Campus

It took me about 3 weeks after quarantine to settle down into my daily life and routine in Tokyo. In fact, I would say that the command of Japanese language proved extremely useful because once I had a working phone line in Tokyo, I could settle any remaining issues I had via phone call. Naturally, settling my residence card and health insurance at the Shinjuku Ward office was smooth and quick, taking me about only two hours in total. The living and studying experience were not too far from expectations, allowing me to smoothly transition my lifestyle from Singaporean to Japanese. The studying life



Ashikaga Flower Park

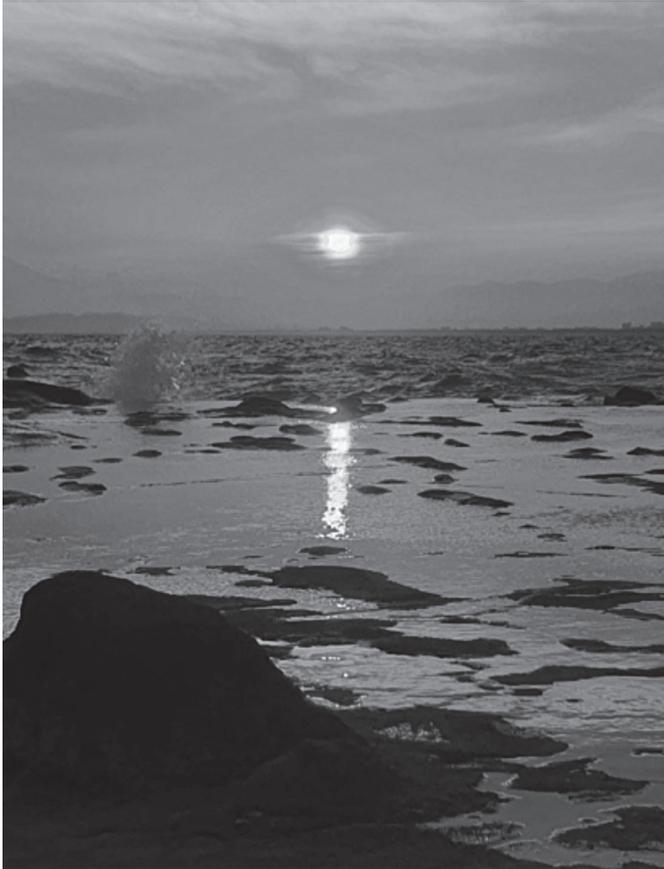


Sakura by the Canal near my Apartment

was indeed more relaxing as compared to Singapore, however studying engineering in general is very different from studying in a Liberal Studies school. It was rigorous as a university study program, but was not as taxing because the technical load was lighter. Naturally engineering students usually take more credits as well (regardless of country), so the pace and number of lessons per week was extremely comfortable.

Currently, my favourite class in Waseda University is a class named “Cultures in Context”. It is a class conducted in English, teaching students about the cultures that exist within environments, and how they change based on the people involved. It was a course that fitted Waseda University extremely well, because of how diverse the population is. The School of International Liberal Studies has the most international students, and many of the lecture materials were extremely relatable because they often touched on sensitive topics, stereotypes, discrimination, to name a few, from various cultures. This triggers deep consideration within a homogeneous society such as Japan to better understand how foreign cultures and by extension international people interact with one another. Surprisingly, the students were extremely open minded and took every discussion seriously, with no one taking offense at such a diverse course. It also helps that the professor has an interesting

personality and has an international background, having lived in many different countries.



Sunset at Enoshima



Taiwanese Tea with Eng Seng, a previous Waseda JCCI scholar

Previously, one of my motives for coming to Japan was to understand how accepting they are of robots, of technology, and their culture of integrating these technologies with their daily lives. Working on that, it has been really interesting to see the sheer number of companies working on agricultural robots, industrial robots, and to understand how they fit into the Japanese society as a whole. Intending to pursue a future career in

Robotics, this is probably just the tip of the iceberg.



Manga Museum at Ishinomaki, Sendai

There is around three to four months before my return to Singapore, and time does really fly. I plan to use the remaining time to do more planning for domestic travelling, as well as career planning. So far, I have travelled to Sendai, up in Miyagi Prefecture, but my next trip will probably be to the Southern side of Japan, towards Nagoya and Kyoto. Hopefully, I will get the time to travel to Fukuoka and perhaps Kumamoto as well! It will definitely become busier because this is on top of the normal studies at Waseda, but I am sure that it will be worthwhile. As the end of the scholarship also marks the beginning of my career, taking the time to plan and think carefully of my next steps is also very important, especially if I want to begin my career in Japan.

It is impossible to describe the experience with just words and pictures, and having learnt that by being here, I would encourage any person to step out of their comfort zone to try living in a place they are not used to, to try adapting to a culture they are not used to. You may be surprised at how much you may enjoy it.

There is only half the time left for my stay here, but I intend to make full use of the time. Taking it positively, there is still half the time more to fully explore Japan!

JCCI会員各位

シンガポール日本商工会議所事務局

会費請求書のご確認のお願い（2022年7月～12月分）

平素より弊所活動にご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

既にご案内の通り、シンガポール日本商工会議所（JCCI）では、2021年1月からEメールでの送付に変更をしております。

2022年7月～12月分の会費請求書を、7月1日（金）に法人会員は登録代表者様、個人会員は会員ご本人様のEメールアドレスへ下記の通り、お送りさせて頂いております。

迷惑メールボックスに分別されているケースもお聞きしておりますので、一度、ご確認を頂けますと幸いです。

送付先変更をご希望の方は、下記担当まで、別途ご連絡下さい。

送信メールタイトル：JCCI MEMBERSHIP FEE INVOICE (JUL 2022 TO DEC 2022)

請求書ファイル名：TAXINVOICE1-WITHLETTERHEAD

送信アドレス：kslim@jcci.org.sg

本件、ご質問等ございましたら、事務局までご連絡下さい。

<本件担当> JCCI事務局（担当：ドリス、梁） [E-mail: info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg)

第616回理事会 議事録

日 時：2022年5月10日（火）11：30～12：00

方 法：日本人会 3階 日本人会 2階 ボールルーム（オンライン参加あり）

出席者：（敬称略）

（日本人会）会頭：藤、副会頭：河田、土橋、江口、河野、小林、

運営担当理事：杉浦、仙波、平井、馬場、村上、

理事：辻井、神田、小林（一）、富井、佐々木、中西、高原、柴田、菅原、谷内、福地、宮本、

監事：渡邊、参与：高橋、中西、久富

就任予定：重松、藤本、稲垣、事務局：梁、

（オンライン）理事：木村、阿部、谷口、北村、小出、久保田、横山、澤田

計39名

藤会頭が議長となって開会した。

議 事：

1. 前回（第615回）議事録の承認

藤会頭が前回（第615回）の議事録について諮ったところ、異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 理事の帰国・異動等に伴う後任理事の選出について

藤会頭より、宇野理事、大島理事、加藤理事の退任に伴い、後任理事に、それぞれ富井淳司氏（富士通アジア）、関邦彦氏（三菱電機アジア）、久保田浩司氏（日本郵船（アジア））を提案した。理事に諮られ、異議なく承認された。

(2) 入退会について

梁事務局長より1法人会員からの入会申請、3法人会員からの退会申請があったと説明され、諮られたところ異議なく承認された。これにより会員数は、法人会員717社、個人会員60名、計777会員となった。

3. 報告事項

(1) 会頭報告、最近および今後の主要行事・会合について

藤会頭から、前回理事会以降、各部会の部会総会や講演会、経営相談会などの事業が開催された旨、報告があった。また、今後の開催について、各形式の特徴を活かした実施の検討をお願いした。

(2) 部会・委員会からの報告

・部会長の委嘱について

藤会頭より、前理事会以降開催された下記部会総会にて、それぞれの部会長が選出され、会頭として正式に委嘱する旨、報告があった。

第1工業部会 部会長にJFE STEEL ASIAの谷口氏

第2工業部会 部会長に三井化学アジアパシフィックの稲垣氏

貿易・運輸部会 部会長に日本郵船（アジア）の久保田氏

金融・保険部会 部会長にSOMPOシンガポールの菅原氏

建設・不動産部会 部会長に大成建設の谷内氏

法人サービス・IT部会 部会長に富士通アジアの富井氏

生活産業部会 部会長に日経グループアジアの渡邊氏

・2022年度貸金調査について

貸金調査委員会の宮本委員長より、本年も4月1日から6月10日にかけて、貸金調査を実施している旨、説明があり、各社の協力を依頼した。

(3) 大使館ならびにジェトロからの報告・連絡事項

日本大使館の中西参与より、「就労ビザに関する情報共有」の説明・報告があった。また、「日ASEANにおけるアジアDX促進事業」の公募情報を案内した。

(4) その他

・日本語スピーチコンテスト2022について

梁事務局長より、JCCI基金事業である「日本語スピーチコンテスト」が今年7月17日に行われることを報告し、皆さんの参加を呼びかけた。

・事務局より

梁事務局長より、JCCI事務局職員の職務分担および会員名簿ダウンロードサービスを紹介した。

以 上

<入会承認会員一覧（2022年6月理事会）>

会 員 名	格付	備 考
DEL MONTE ASIA PTE LTD [貿易・運輸部会]	A (法人)	Trading of FMCG internationally 現地法人（100%日本出資） 設立登記：1990年10月 従業員数：16（派遣邦人2）
CANADIAN EDUCATION COLLEGE [生活産業部会]	B (法人)	英語語学学校の運営 現地法人（現地独立資本） 設立登記：2003年10月 従業員数：14（現地邦人1）
SHOWA CHAIN (S) PTE. LTD. [第一工業部会]	B (法人)	産業用チェーンの製造・販売。コンベヤ部品の輸入・販売。 現地法人（100%日本出資） 設立登記：1979年6月 従業員数：34（派遣邦人1）
R WORLD PTE LTD [法人サービス・IT部会]	C (法人)	リレーションサービス、赴任・転勤サポート、各種ビザ・証明書取得、インターンシップ 現地法人（現地独立資本） 設立登記：2017年11月 従業員数：3（現地邦人1）
Ms. Rina Suzuki (SHANGRI-LA GROUP) [生活産業部会]	D (個人)	Hotel その他 設立登記：1979年4月 従業員数：740（現地邦人3）

最近の推移：（'20年6月）822会員、（'20年7月）821会員、（'20年9月）813会員、（'20年10月）817会員、（'20年11月）813会員、（'20年12月）815会員、（'21年1月）805会員、（'21年2月）801会員、（'21年3月）800会員、（'21年4月）795会員、（'21年5月）796会員、（'21年6月）793会員、（'21年7月）791会員、（'21年9月）789会員、（'21年10月）791会員、（'21年11月）793会員、（'21年12月）793会員、（'22年1月）784会員、（'22年2月）783会員、（'22年3月）782会員、（'22年4月）779会員、（'22年5月）777会員

Eメールアドレス ご登録・ご変更等のお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊所活動にご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

シンガポール日本商工会議所では、Eメールを通じて、セミナーや視察会の他、機関紙「月報」（電子版）のご案内、JCCI基金活動のご紹介など、幅広い情報をお送りさせて頂いております。

法人会員の皆様におかれましては、複数の方のEメールアドレスをご登録頂き、事業へご参加頂けますと幸いです。（何名様でもご登録頂けます。）

敬具

記

<新規登録方法>

- ・ご登録をご希望のEメールアドレスを、info@jcci.org.sgまでお送りください。
メールの件名には「Eメール新規登録」とご記入下さい。

<登録変更方法>

- ・現在、ご登録頂いているEメールアドレスと、新しく送付先にするEメールアドレスを、info@jcci.org.sgまでお送りください。
メールの件名には「Eメール登録変更」とご記入下さい。

<登録削除方法>

- ・削除を希望されるEメールアドレスを、info@jcci.org.sgまでお送りください。
メールの件名には「Eメール削除希望」とご記入下さい。

<本件担当> JCCI事務局（担当：Doris） E-mail：info@jcci.org.sg Tel：6221-0541

<新規入会会員紹介>

会社名 (英)	DEL MONTE ASIA PTE LTD	
登録代表者名 (日・英)	太田 敏夫 OTA Toshio	
所在地	600 North Bridge Road #16-01 Parkview Square, Singapore 188778	
電話番号	Ms Aileen QUEK (Director - Operations) 6291 - 3440 Mr Toshio OTA (Managing Director) 8322 - 2326	
事業内容	food processing and selling 食品の加工及び販売	
会社概要	<p>We select superior fruits and vegetables from all over the world, process them regionally, and deliver them to Supermarkets and Restaurants in Asia. If you have any requests for corn (Thailand) , prune juice (California) , fruit cans (Philippines) , tomato ketchup (China) , etc., please contact us. 世界中でより優れた果物と野菜を選び、現地で加工、シンガポールスーパー・レストランへお届けしています。コーン (タイ)、プルーンジュース (カルフォルニア)、フルーツ缶 (フィリピン)、トマトケチャップ (中国) などのご要望があればぜひご連絡下さい。 Main Shareholders/Parent Company Kikkoman Corporation, Japan</p>	

会社名 (英)	R WORLD PTE. LTD.	
登録代表者名 (日・英)	野間 英介 NOMA Eisuke	
所在地	420 North Bridge Road #03-01 North Bridge Centre Singapore 188727	
電話番号	9817 - 5460	
事業内容	リロケーションサービス、各種ビザ・証明書取得	
会社概要	<p>R World Pte. Ltd. は、シンガポール進出企業を応援する、総合リロケーション&ビジネスサポート会社です。日本・シンガポール提携会社とのネットワークを活用し、赴任者さまや帯同ご家族の渡航前準備からシンガポールでの生活サポートまで、ワンストップサービスを提供しております。また、各種ビザ申請、ビザに関する諸手続き・証明書取得や、インターンシップ支援など、豊富な知識と経験をもとに、シンガポールでのビジネス展開を幅広くサポートいたします。シンガポール進出・赴任プラットフォームとして、ぜひご利用ください。</p>	

6月 JCCI イベント写真

6月14日 理事会



藤会頭と平井運営担当理事

アクセス案内

Access

シンガポール日本商工会議所

Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore (JCCI)

住所
Address

10 Shenton Way, #12-04/05 MAS Building Singapore 079117

電話番号
Telephone

(65) 6221-0541

i 事前登録のご案内 Notice of Pre-registration

MASビルのセキュリティ上の理由から、お越し頂く方全員の事前登録が必要となります。

Due to security reason of MAS Building (Monetary Authority of Singapore), all visitors must be pre-registered prior to their arrival at MAS Building. To facilitate pre-registration, JCCI will need to obtain following details.

- 1 名前(英語) / Your name
- 2 NRIC(TheNational Registration Identity Card)、FIN(Foreign Identification Number)、
もしくはパスポート番号の下4桁
/ Last 4 digit of your NRIC, FIN No. or passport No.
- 3 携帯電話番号 / Mobile Number
- 4 国籍(日本人以外の場合) / Nationality

以上4点をメールもしくはお電話にて、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

Please inform your particulars at least a day before your visit.

アクセス Access

電車でお越しの方 By Train

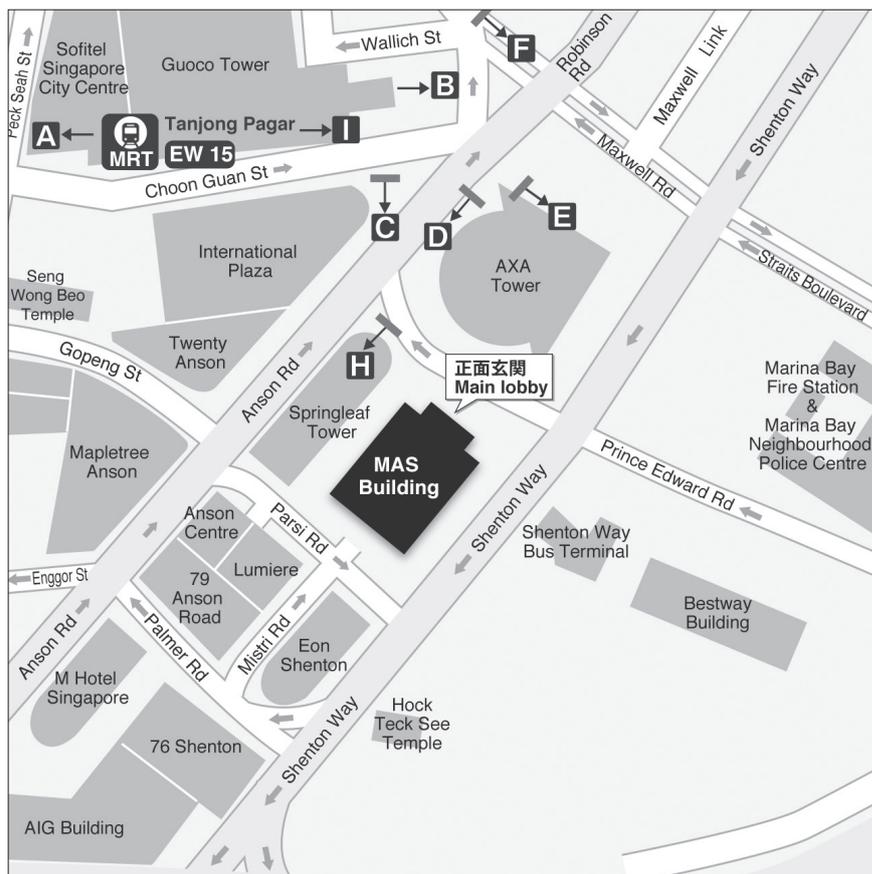
Tanjong Pagar 駅下車 (East West MRT line)
(C/D/H 出口) から徒歩約5分
5min walk from C, D & H
(Tanjong Pagar station, East West MRT line)

車でお越しの方 By Car

MASビルには駐車場がございませんので、
お近くの駐車場をご利用下さい。
Please note that public carpark is not available at
MAS Building. Kindly find nearest carpark.



地図はこちらからも確認ができます。
You can also check map from here.



月報 July, 2022

編集後記

JCCI「月報」7月号をご覧いただきまして、ありがとうございます。4月下旬にシンガポール国内のコロナ対策に関する規制緩和があり、入国に関するルールも大幅に緩和されました。私自身、ほぼコロナ前の生活に戻ってきたのではないかと感じております。週末にラグビーというスポーツを楽しんでおりますが、球技の中でも人数が多い競技ですが、人数制限がなく、仲間とスポーツを楽しめることがこんなに嬉しい事なんだと改めて実感しております。また東南アジア各国も同じタイミングで緩和し、域内の往来も活発になってきております。皆さまにおかれましては、コロナ前の忙しさが戻りつつあるのではないのでしょうか。これに加え先日、日本政府も水際対策の緩和を発表しました。約2年ぶりの一時帰国をされる方もこの夏は多いのではないのでしょうか。ウクライナ情勢など様々な問題がありますが、今後はシンガポールを中心に東南アジア、日本を含む往来が正常化し、ビジネスにおいてもこれがきっかけとなり、活気のある状況になることを期待したいものです。

7月号も、様々なジャンル・テーマでご寄稿を頂いております。皆様が事業を行うに当たって日々アップデートが必要な事業リスクや個人情報保護制度に関する記事。ドローン技術や人材の教育・育成に関わることなどご興味を持っていただけるテーマだったかと思います。シンガポールは小さな国にも関わらず、目覚ましい発展を遂げています。そのシンガポールでも教育の進化が求められており、試行錯誤しているところに個人的には非常に興味があり、今後の日本にも参考になるものと感じております。変化が著しいこの世の中で各分野の専門家の寄稿を拝読していただくことで皆さまにとって少しでも気付きや学び、そしてご自身のビジネスに活かしていただけましたら幸いです。

最後にご多忙の中、JCCI「月報」へご執筆を頂いた方々、発刊に関わって頂いた皆様にこの場を借りて心より御礼を申し上げます。

(編集後記担当：NTA TRAVEL (SINGAPORE) PTE LTD 久野 克彦)



左：片倉 右：久野

○名前：片倉 健夫 (かたくら たけお)
○出身地：東京都品川区
○在星歴：1か月 (2022年5月～)
○会社名：MITSUI FUDOSAN ASIA PTE. LTD.
○仕事内容：APAC内の不動産開発事業推進に関わるコーポレートスタッフ業務 (経営企画・財務・人事・総務等)
○趣味：野球
○シンガポールのお気に入り：いろいろな食事・料理を楽しめること (肉骨茶ほか)
○読者の皆様へ：今年5月に渡星したばかりですが、過去の寄稿記事を拝読し、新たな気づきを頂いております。今後、皆様にとっても役立つ情報をお届け出来るように努めていきたいと思っております。

○名前：久野 克彦 (ひさの かつひこ)
○出身地：大阪府大阪市
○在星歴：2年6か月 (2020年1月～)
○会社名：NTA TRAVEL (SINGAPORE) PTE LTD
○仕事内容：シンガポール発のアウトバウンドトラベルの企画・営業
○趣味：ラグビー・身体を動かすこと
○シンガポールのお気に入り：様々な文化に触れることが出来ること
○読者の皆様へ：4月末より規制が緩和され、国境を越えた交流も徐々にさかんになってきております。変化の大きい時代ではありますが、みなさまにお役に立つ情報をお届け出来るよう頑張っております。

発行

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way #12-04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221 - 0541 Fax: 6225 - 6197
E-mail: info@jcci.org.sg Web: http://www.jcci.org.sg

編集

TOUBI SINGAPORE PTE.LTD.
138 Robinson Road #18-03 Oxley Tower Singapore 068906
Web: http://www.toubi.co.jp/

印刷

adred creation print pte ltd
Blk 12 Lorong Bakar Batu #01-01 Singapore 348745
Tel: 6747 - 5369 Fax: 6747 - 5269
Web: http://www.adredcreation.com/

< 2022年8月号月報 掲載予定記事一覧 >

- ①貿易保険制度の充実について
NIPPON EXPORT AND INVESTMENT INSURANCE
SINGAPORE BRANCH 山下 浩司
- ②Shopeeの視点からみた越境 EC のポテンシャル
Shopee Japan K.K. 安井 裕太郎
- ③アジアパシフィックのカーボンニュートラルアプローチ
MITSUBISHI HEAVY INDUSTRIES, LTD 氏家 淳也
- ④シンガポールのイノベーションエコシステムの戦略的活用に向けて
CROSS CAPITAL PTE. LTD. 中村 貴樹

※タイトル及び記事内容については、執筆者の都合により変更される場合があります。

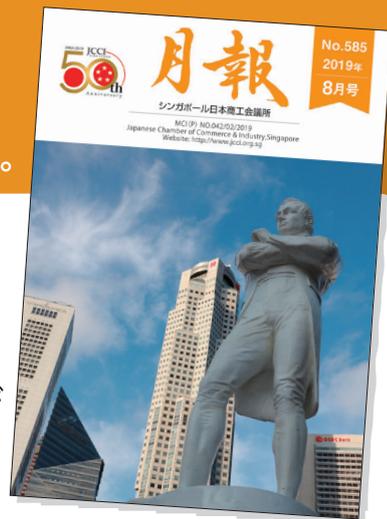
会員の皆様の事業・商品PR支援のため、

機関紙「月報」への広告掲載サービス(有料)を実施しています。

機関紙
「月報」

広告大募集!!

「月報」は会員企業ならびに、シンガポール国内外の公的機関関係者に印刷物として配布しています。またPDF版も作成し、メールでの配信を行っています。



名称

シンガポール日本商工会議所機関紙「月報」

発行

月1回(各月初旬発行)

発行数

約850部(2022年6月現在)

メール配信数

約2,200通(2022年6月現在)

体裁

中綴じ冊子(A4サイズ)

内容

各業界の動向等を取り上げた特集記事、JCCIの活動報告、お知らせ など

広告掲載概要

- 広告は何なたでもご利用いただけます。尚、申込は先着順で受け付けます。
- 1か月単位でご利用いただけます。
- 広告によっては、掲載をお受けできないことがありますので、ご了承ください。

掲載費用

- 年間申込(12か月)時は、1か月分の掲載費を免除いたします。
- GST別途要

掲載箇所	サイズ	色	1発行(会員価格)	1発行(非会員価格)
表紙裏(IFC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$800	S\$1,200
裏表紙裏(IBC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$700	S\$1,100
裏表紙(OBC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$900	S\$1,300
掲載場所指定なし(ROP)	Full Pg	白黒(1C)	S\$500	S\$ 800
掲載場所指定なし(ROP)	Half Pg	白黒(1C)	S\$300	S\$ 500

サービス ご利用の 流れ

1 メールかお電話で、本サービスのご利用希望の旨をご連絡下さい。



info@jcci.org.sg



+65-6221-0541

(担当:小寺)

2

掲載希望月・期間及び掲載箇所・サイズを確認の上、原稿ご提出の締切をご連絡いたします。

※通常、掲載希望月の約1か月前を原稿提出の締め切りに設定させて頂いております。

3

頂きました原稿は、JCCI 広報委員会で内容を確認し、掲載頂ける場合には、請求書を発行いたします。

※原稿内容について、修正をお願いする場合があります。

4

入金確認後、広告を掲載いたします。

本件担当

JCCI事務局(担当:小寺)

お気軽にお問い合わせください。

E-mail

info@jcci.org.sg

TEL

+65-6221-0541

ダイレクトに情報発信しませんか？

WEBバナー広告 大募集

**B12
P11**
キャンペーン
実施中

お得な
特典

B12P11とは？

(Buy 12 months & Pay 11 months)

年間契約で**1か月分無料!**

会員の皆様の事業・商品PR情報を掲載!

メリット

1

宣伝効果

自社のホームページへの誘導ができ、アクセス数のアップが望めます

メリット

2

費用対効果

年間申込時には月々**SGD165**(GST別)と非常に安価(B12P11利用時)

※1月当たりSGD180(GST別)で1か月単位での利用も可

メリット

3

SEOの効果

自社の検索ランキングを上位にあげることができます

JCCIのホームページは、
月あたり約20,000ビュー!



シンガポール日本商工会議所HP (<https://www.jcci.org.sg/>) トップページ

サービスご利用の流れ



info@jcci.org.sgへ
本サービスご利用
希望の旨をご連絡
ください。



申込書をご記入いた
だき、掲載内容を
確認いたします。



バナー広告の掲載
確定後、請求書
(E-invoice) を
お送りします。

本件担当

JCCI事務局(担当:リンゴ)
お気軽にお問い合わせください。

E-mail

info@jcci.org.sg

